

令和 7 年 第 1 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 1 4 号

令和 7 年第 1 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 2 月 2 1 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和 7 年 3 月 3 日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和 7 年第 1 回まんのう町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）午前 9 時 3 0 分 開会

出席議員 1 5 名

1 番 真 鍋 泰二郎	2 番 石 崎 保 彦
3 番 鈴 木 崇 容	4 番 常 包 恵
5 番 京 兼 愛 子	6 番 竹 林 昌 秀
7 番 川 西 米希子	8 番 合 田 正 夫
9 番 三 好 郁 雄	1 0 番 白 川 正 樹
1 1 番 白 川 皆 男	1 2 番 松 下 一 美
1 3 番 大 西 豊	1 4 番 川 原 茂 行
1 5 番 大 西 樹	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

3 番 鈴 木 崇 容	4 番 常 包 恵
-------------	-----------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 平 田 友 彦 事務局課長補佐 横 関 智 之

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	川原涼二
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	平田浩二	生涯学習課長	末久誠

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、鈴木崇容君、4番、常包恵君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○大西樹議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可します。

7番、川西米希子君、質問を許可します。

○川西米希子議員 川西でございます。改めまして、議場の皆様、ふれあい放送をお聞きの皆様、おはようございます。議場に傍聴にお越しくださった皆様、ふれあい放送をお聞きの皆様、今日はありがとうございます。

三寒四温の言葉どおり、暖かさと寒さが交差する日々ですが、4月には枝いっぱい花を咲かせる庭のリキュウバイもつぼみが芽吹き始め、春の息吹を感じます。

今月3月はこども園、小中学校で修了式や卒業式が行われます。全ての子供たちに希望の春が訪れますことを心から願ってやみません。

今日の一般質問は、私を含め5名が行います。明日も5名の議員が行う予定です。よろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、適応支援センター「いくむ」の学習等の環境整備、保護者支援、労働環境整備について、私の一般質問を行います。

学校に行きたくても行けない、そんな悩みを抱えている子供たちがいます。そこで、学校とは別の場所で小さな集団での生活や活動を行い、子供一人一人に自立を促しながら、

個別の相談や支援を通して子供たちが学校に復帰し、社会に適応できるよう手助けを行うことを目的として運営されているのが、まんのう町では適応支援センター「いくむ」です。現在、「いくむ」に自分の居場所を見つけ、登校している小中学生がいます。

「いくむ」では教具や資料等が準備され、学習を行うこともできます。「いくむ」は登校する子供たちにとって、安心して自分のペースで過ごすことができる大切な場所であり、また、学舎でもあります。学び舎でもあります。本町でも不登校支援に力を尽くしてくださっていることは承知しております。その上で、「いくむ」の学習等の環境整備、保護者支援、労働環境の整備が進めば、登校する子供たちにとって、保護者にとって、勤務する先生方にとって、さらによい環境になるのではないかと思います、質問させていただきます。

質問は細かく 8 つに分かれておりますが、多くて申し訳ありませんが、分かりやすく一問一答でお願いいたします。

まず初めに、「いくむ」の看板、案内板の設置についてお尋ねいたします。

適応支援センター「いくむ」には看板がなく、坂の上がり口にも案内板や看板がありません。初めて訪問する保護者等から、分かりにくく迷ったとの声があります。坂の上がり口には早期支援センター「たむ」、民具展示室、仲多度地区保護司会、更生保護サポートセンター、少年育成センターと、ほかの施設の看板はあります。看板には坂の上を示す矢印も書かれています。なのに適応支援センター「いくむ」だけ看板がありません。適応支援センター「いくむ」の建物にも適応支援センターとも「いくむ」とも書かれた看板がなく、玄関らしいところも見当たらず、私も初めて行ったときには入り口を探しました。坂の下と建物の入り口の 2 か所には、「いくむ」であることが分かる看板が必要ではないでしょうか。御答弁よろしくをお願いいたします。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西米希子議員の、適応支援センター「いくむ」の学習等の環境整備、労働環境整備、保護者支援についての御質問にお答えいたします。

川西議員の御質問にお答えする前に、全国的な不登校児童生徒の現況を申し上げます。

文部科学省によりますと、令和 5 年度における不登校の子供は全国で小学校が 13 万人、中学校が 21 万人に上り、調査開始以来、初めて 30 万人を超え、11 年連続で増加しているとのことでありました。

不登校と申しますのは、病気や経済的理由を除いて、心理的、社会的な要因などによって、子供が学校に登校できない状況を指すものでございます。

このような中、児童生徒の多様な教育の機会を確保するためには、教職員、保護者、地域のそれぞれが不登校を正しく理解し、一人一人の子供に合わせて柔軟に対応していくことが誰一人取り残されない学びの保障をすることにつながってまいります。

さて、まんのう町には学校へ行きたくても行けないなどの悩みを抱える子供たちを支えるために適応支援センター「いくむ」を設置し、子供たちの学校復帰や社会への適応を支

援しているところでございます。

川西議員の1つ目の御質問は、看板・案内板の設置についてでございます。

「いくむ」の看板や案内板につきましては、不登校に関する悩みを抱えている保護者にとって、人に知られたくないなどデリケートな部分が多いため、開設当初から、まずは「いくむ」へ電話をいただき、来館希望がある場合には場所の説明を行うなど、個別の対応をしているところでございます。

しかしながら、川西議員の御指摘のように、初めて訪問する保護者などから分かりにくく迷ったとの声があるようですので、できるだけ分かりやすい案内の方法を検討したいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。できるだけ分かりやすい方法で看板の設置をしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、児童生徒の学習等の環境整備について、3点お尋ねいたします。

1点目です。適応支援センター「いくむ」の部屋の中には、児童生徒がみんなで使う大きなテーブル、パイプ椅子を利用しておりますけれども、大きなテーブルはありますが、個人の机がありません。みんなで囲むテーブルも必要だとは思いますが、しかし、落ち着いて学習するには、個人の机が必要ではないでしょうか。また、個人の机があれば、お弁当や水筒、上着などの私物や災害時用のヘルメットなどを身近なところに置くこともできます。学習環境の整備と私物管理の整備が必要だと思っております。

なお、本件趣旨とは異なりますが、災害時のヘルメット整備などは少年育成センター、早期支援教育センターにも必要だと思っております。御答弁よろしくをお願いいたします。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西議員の再質問は、「いくむ」における学習などの環境整備についてでございます。

現在、「いくむ」では、大きなテーブルを囲んで座る子供たちに支援員が学習の支援や生活の支援に当たっております。また、「いくむ」に通っている子供は小学校低学年から中学生までおり、個々の体の大きさに合った個人用の机を配置するスペースが残念ながらございません。

しかしながら、児童生徒の学習においても、活動するたびに机を移動する手間がない大きなテーブルのほうが子供たちにとってストレスもなく、伸び伸びと学べる環境であると考えております。

また、災害はいつ何どき起こってもおかしくありません。川西議員の御指摘された災害時用の防災ヘルメットにつきましては、子供たち全員が学校から持参し、「いくむ」にて備えておりますので御安心ください。

なお、少年育成センターと適応支援センターにおける職員用の防災ヘルメットは整備されていないため、早急に配備したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申

し上げます。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました

防災ヘルメットですけれども、通常の学校のほうから自分のものを「いくむ」のほうに持参しているというふうな御答弁をいただきましたが、「いくむ」にずっと登校する子供さんだけではないというふうに思います。通常学校のほうにも行くときがあるとするならば、そのヘルメットを持って、あちらこちらと移動しなければならないのであるならば、非常に不便であるというふうに思います。この点についてはどのようになっていますでしょうか。ヘルメットを持って、あちらこちらと移動するのでしょうか、お尋ねいたします。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

「いくむ」に毎日のように通っている子供さんについては、防災用のヘルメットは「いくむ」に備え付けております。ただ、御指摘のように、学校に行ったり「いくむ」に行ったりという子供については、持ち運びが面倒であるということもあります。ただ、ヘルメットについては、折り畳み式の軽いプラスチックですので、今のところ、それを考えていますが、確かに子供たちにとっては不便であるということから、学校以外に「いくむ」専用のヘルメットを置くということも、今後、考えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。ヘルメットにつきましても、「いくむ」に設置していただくということもお考えいただけるということで安心いたしました。災害はいつどのような形で起こるか分かりません。子供たちの命を守るのは大人の責任であると思いますので、どうかヘルメットの設置につきましても、しっかりと取り組んでいただければと思います。

また、個人の机は今のところ設置する予定はないというお答えではございましたけれども、子供たちはお弁当や水筒も持って「いくむ」に通われます。個人の持ち物をきちんと整理するような棚、またはロッカーなど、そのようなものも用意していただければと思いますので、併せてお考えいただくようお願いいたします。

続きまして、環境整備の2点目をお尋ねいたします。

適応支援センター「いくむ」の一つの部屋の中に大量の書籍が保管されたままになっていることにつきましては、以前よりしかるべきところに移した上で、「いくむ」が使用できる部屋として作り替えてはどうでしょうかと、機会を捉えて私からも提案させていただいておりました。その後、一定数の本を移したところで作業が止まっていたようでございますが、今回、改めてこの場で提案させていただきます。

部屋の全ての片づけを行い、児童生徒が利用できる部屋に整備してはどうでしょうか。広い部屋であるため、区切れば二部屋として使うことも可能だと思います。視察をさせて

いただいた折、中学生は1人になりたいとき、2階に上がって過ごしていますとお聞きいたしました。しかし、小学生の場合は行く場所がありません。児童生徒がクールダウンしたいときに過ごせる部屋も必要ではないでしょうか。御答弁よろしく願いいたします。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 書籍を置いている部屋の活用についての再質問でございます。

先ほどの答弁でも触れましたが、「いくむ」の部屋が必ずしも充実した学習環境ということではございません。そこで、川西議員の御指摘にある「いくむ」の隣の書籍を置いている部屋につきましては、近いうちに片づける予定であります。片づけの完了後は、子供たちの学習空間としての利用を考えていきたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。書籍を置いているお部屋につきましては、早急に片づけをしていただいて、子供たちが使える部屋として整理していただける、整備していただける、このように受け止めました。ぜひお願いしたいと思います。

そこで、3点目についてお尋ねさせていただきます。

適応支援センター「いくむ」には、児童生徒向けの本が置かれていないと思います。本を読むことは言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにします。本を読みたくなったら手に取ることができるよう、小さくても図書コーナーがあればよいのではないのでしょうか。御答弁よろしく願いいたします。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 それでは、再質問にお答えいたします。図書コーナーの設置についての再質問でございます。

子供を取り巻く環境に目を向けますと、テレビやインターネットなどの情報メディアの普及や子供の生活環境の変化、さらには、幼児期から読書習慣の未形成などにより、子供の活字離れが指摘されているところでございます。

このような状況の中、まんのう町教育委員会では、子供が読書を通じて読解力や想像力に加え、思考力や表現力を養い、多くの知識を得たり多様な文化を理解できるよう、令和6年6月に第2次まんのう町子ども読書活動推進計画を策定しました。

また、まんのう町学校教育実践指針には、本に親しみ、読書を楽しむ子供が育つよう、学校、地域を挙げて読書活動をさらに充実させることを重点目標として盛り込み、子供の読書習慣の醸成に力を入れているところでございます。

川西議員の御指摘された図書コーナーの設置につきましては、放課後児童クラブでも実施しております町立図書館の団体貸出しを活用してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

各小中学校には図書館司書の方がいらっしゃると思います。「いくむ」も担当して下さる司書の方がいれば、より充実した図書コーナーになるのではないのでしょうか。併せてお考えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、労働環境の整備について、2点お尋ねいたします。

1点目です。現在の職員室は少年育成センターの職員と適応支援センター「いくむ」の職員が共同で使っていますが、それぞれに職務が違います。本町の各課は課ごとに区切られた別の空間で職務を行っています。現在、書籍を置いている部屋を整備すれば使える部屋が増え、少年育成センターの職員室と適応支援センター「いくむ」の職員室を別にするができると思います。別にするによって、各職員室に保護者や児童生徒のプライバシーに配慮した相談場所も確保できるのではないのでしょうか。御答弁お願いいたします。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西議員の再質問は、「いくむ」における労働環境の整備についてでございます。

川西議員がおっしゃいましたように、現在の職員室は少年育成センター「らいむ」と適応支援センター「いくむ」が共同使用をしております。

ここで、教育支援機構について触れておきたいと思います。

まんのう町が目指す教育として、自立へ向かう教育を10年来、掲げているところでございます。ゼロ歳から15歳までの子供たちが豊かなつながりと温かなまなざしの下で支え合い、思い合い、競い合い、学び合いながら自立に向かう力を身につけていく、子供たちの歩みを見守り、支える教育コミュニティを創生することを目標としております。

この目標を達成するための有効な組織としてつくりました教育支援機構は、各こども園、小中学校の取組を支援する早期支援教育センター「たむ」、適応支援センター「いくむ」、少年育成センター「らいむ」が個々に事業を展開するだけでなく、連携強化しながら子供たちの支援を行っております。子供はもとより、子供を支える保護者や学校、地域とのつながりを大切にしながら、子供を取り巻く人たちが心豊かに子供に寄り添っていける取組を目指しております。このため、「いくむ」と「らいむ」の職員の執務室が同じ部屋であっても問題はないと考えております。

なお、御指摘いただいたように、不登校に悩む保護者の相談や児童生徒のプライバシーへの配慮はしなければならないと認識しておりますので、相談場所の確保につきましては検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。まずはプライバシーに配慮した相談場所の確保をしていただけるということですので、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、労働環境の整備の2つ目の質問を行います。

適応支援センター「いくむ」の職員は、募集をしても応募がないとお聞きしております。今、学校全体で先生方の確保を行うことが非常に難しい、そういう時期であるということ

は承知しております。正規雇用も必要ではないかと思えます。将来を見据えて児童生徒とじっくりと向き合い、働ける雇用労働環境も必要ではないでしょうか。お聞きいたします。御答弁よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 「いくむ」における職員の雇用についての再質問でございます。

適応支援センター「いくむ」の支援員は教員資格を持ち、学習支援をはじめ、子供たち一人一人に寄り添った様々な支援を行うことができ、さらには社会へ適応する力を養うなど、多岐にわたる専門性を持ち合わせた人材でなければなりません。

このようなことから、職員の確保につきましては、確かに厳しいのが現状ではございますが、適応支援センター「いくむ」を維持していく観点からも、引き続き、的確・優秀な人材の確保に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 適応支援センター「いくむ」の職員の皆さんは、本当にいろいろなところで御配慮も必要だと思いますし、御苦労もおありかとは思いますが、本当に子供たちのことを理解するいい先生が「いくむ」に勤務していただけることをこれからも心から願っております。どうかその点も御配慮の上、よろしくお願いいたしますと思います。

最後に、適応支援センター「いくむ」に通う児童生徒の保護者支援について、2点お尋ねいたします。

令和5年9月本会議の私の一般質問で、この場で国の不登校支援対策「COCOLOプラン」を基に、本町における不登校児童生徒、保護者への支援等について質問させていただきました。

その中で、不登校児童生徒の保護者の会の設置と、専門家であるスクールソーシャルワーカーを調整役として派遣することも提案させていただきました。

その後、関係者の皆様の御尽力で、不登校保護者の会「えくぼ」が設立され、活動されています。保護者等が不登校で悩んだときに、いつでも「えくぼ」の会の存在を知ることができるように、相談窓口とともにホームページ等に掲載はできないでしょうか。また、適応支援センター「いくむ」のパンフレットは、必要なときに保護者等の手に届くよう、在庫はありますでしょうか。御答弁よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 続いての再質問は、保護者支援についてでございます。

昨年9月に不登校のお子さんを持つ保護者の会「えくぼ」が設立され、活動されていることは承知しております。また、「えくぼ」のチラシにつきましては、会の設立に先立ち、昨年8月末に開催された園長校長会の中で配布を依頼し、昨年2学期に小中学生の全家庭に配布し、その活動の周知をしたところでございます。

なお、「えくぼ」の会の存在を広く周知できないかとの御質問でございますが、町の広

報誌やホームページは行政情報の提供が主な目的であり、特定の団体や一般団体の活動紹介はいたしかねますので、御理解いただきたいと思います。今後も学校を通じて全家庭の保護者に対して「えくぼ」については周知していく予定であります。

また、適応支援センター「いくむ」のパンフレットにつきましては、在庫がございますので、必要に応じて個別に申し出ていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。「えくぼ」の存在を学校を通じて周知していただけるという御答弁をいただきましたので、ぜひそのようによろしくお願いいたします。

本町の早期支援教育センター、少年育成センター、適応支援センターには、それぞれ漢字で書くと「多夢」多くの夢、「来夢」来る夢、「育夢」夢を育てると、それぞれの施設に子供たちに寄せる深い意味が込められています。保護者の会の「笑来歩」にも、笑う、来る、歩くの三つの漢字が当てられており、みんなが笑顔になって、希望ある未来に向かって歩いていけるようにとの思いが込められているとお聞きいたしました。子供たちも保護者の方も本当に一生懸命頑張っておられます。私は心から応援したいと思います。

保護者の会が開催される日には、専門職の方も参加されるとお聞きしております。情報交換もでき、保護者の悩みに寄り添った会であると思います。ぜひこのような保護者の会の存在が求めている方に届きますよう周知していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、保護者支援としてスクールバスの利用とお弁当の取り寄せについてお尋ねいたします。

児童生徒の適応支援センター「いくむ」への登校は、その日の朝でなければ決められないこともあると思います。柔軟な対応ができるスクールバスの利用とお弁当の取り寄せが可能となれば、保護者の大きな負担軽減になると思います。どのようにお考えになりますでしょうか、お考えをお尋ねいたします。御答弁をお願いいたします。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 川西議員の再質問は、「いくむ」への通学方法と昼食についてでございます。

「いくむ」に通うお子さんをお持ちの保護者の負担が少しでも軽くなるような方策につきましては、どのようなことができるのか、今後の検討課題とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 7番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。どのような支援ができるのか考えていただけるということでございますので、どうか検討していただきますようお願いいたします。保護者の負担の軽減ができれば、子供に寄り添う気持ちと時間の余裕がその分

生まれてくると思いますので、ぜひお願いいたします。

昨日、町長さんの令和7年度の施政方針が発表されました。その中で子育てに対する不安、子供を取り巻く課題が顕在化してくる中、未来を担う子供たちが健やかに育つためには、それぞれの環境に合わせた支援や、地域全体で子供たちの成長を支える仕組みの構築が必要であると考えますと、力強く子育てに対する支援についてもお考えを示してくださいました。

初めの教育長さんの御答弁にもお話がありましたけれども、文部科学省が発表した令和5年度の調査によりますと、不登校児童生徒は11年連続で増加し、全国で34万人を超えています。多様な学び方も含め、社会全体でも考えて支援をしていかなければならないことだと受け止めております。

今回、視察の折に私が目にした適応支援センター「いくむ」の環境、また、寄せられましたお声を基に質問をさせていただきました。最も大切なことは、登校する児童生徒や保護者、勤務をされている先生方、また、教育委員会など専門の皆様がどのような環境が必要であり、求めているのかだと思います。ぜひ当事者の方々の意見や要望をお聞きいただき、予算の確保が必要だとは思いますが、適応支援センター「いくむ」が、登校する子供たちにとって心が休まる場所であり、将来への夢と希望を育むためのさらによい環境となりますよう、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○大西樹議長 以上で、7番、川西米希子君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

6番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 皆様、おはようございます。雨が降っておりますけれども、この秋冬は雨が少なめだったので、農業や地面、自然環境には優しい雨なのかなと、そんなに思うわけであります。一雨ごとに暖かくなっていくのだろーと思います。

年度末を迎えて、私は見守り・声かけ・ほっと安心の協定で、福祉のお話の会を社協に来ていただいてやりました。農地の多面的機能保全の責任者をしてますから、これの実績集計中です。中山間直接支払の5期目が終わる総会をこの13日に開きます。それから、健康づくりの会でカワヅザクラを見に行ったんですが、つぼみは硬かったです。それから老人クラブの総会があり、自治会の総会があり、皆様同様だろうと思いますが、地域社会を私たちが少しずつ担ってるんだと、そんな実感を持っておるわけであります。

ところで、本3月議会は新年度の年間の事業の予算を審議する最も重要な審議項目の多い議会かと思います。町長は奮励努力予算を組み上げて、施政方針で高らかに述べていただきました。政策目標としては本当にすばらしく整ったもので、私も心強く思うわけです。東郷連合艦隊司令長官の心意気を継承する町長の意気込みが我が町全体に行き届くのではないかと御期待申し上げるわけであります。

そこで、今回の質問は、デジタル田園都市構想の案が説明されておりました、その前に

質問したかったんですが、そのところで、要は地方創生を、今、デジタル田園都市とレッテルを張って地域経営戦略を立てておりますね。それから町の総合計画が立てられると。これを見てますと、目標となるK P Iと呼ばれる数値目標とか、これがどっちにどれが載っとるのかなというぐらいで、これは一本化して一つでいいんじゃないかなと。職員たちの仕事をやみくもに増やすばかりが能ではない。役目を終えた施策、効果のない施策を見極めて、減すことができたなら新しいことも取りかかれるかもしれません。人員には、マンパワーには限界があります。デジタル田園都市構想のK P Iの総合戦略を立てて、そして町の総合計画と統合したらどのような効能があり、どのような課題があって、無理なのか、できるのか、この御答弁をお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の、地方創生の地域戦略計画を立てて、総合計画の立案を見送るとどのような効能があり、どのような課題を乗り越えることになるのかについての御質問にお答えいたします。

まんのう町デジタル田園都市構想総合戦略（第3期総合戦略）と第2次まんのう町総合計画後期基本計画を今年度に改定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 改定しておりますのでということで、2本立てでやられるということですね。この計画の満了のときにどうするか、その長短を見極めていただきたいわけです。

これはどのような審議委員を選任されて、どのような編成で推進してきたのか。それからビッグデータが提供されるでしょうけれども、それをどう解釈して使いこなせるのか。地方創生の計画が立ったときに、政府からビッグデータが本町に係るものが提供されました。しかし、膨大なデータで目がくらくらするばかりで、私も読み解けなかった。我々が読み解く眼力を養成せないかんのかな。政府のビッグデータが出る前の予習が大事なんではないかな。社会科学の物の見方、あるいは地域社会の在り方の理念とか、何が課題で何を目指すべきかということをよくよく話しておかないと、そのデータをどう使っていかが分からないと思います。

通告で出してある再質問の1にこれをまとめてお問いするわけであります。町長の答弁を求めます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、どのような審議委員を選任して、どのような編成で推進するのかの再質問にお答えいたします。

まんのう町デジタル田園都市総合戦略策定推進委員会設置要綱及びまんのう町総合計画審議会条例の審議会委員につきましては、町教育委員会の教育長または教育委員、町農業委員会の委員、公共的団体の役員または職員及び学識経験者の15名以内の委員で組織しております。

次に、ビッグ・データが提供されるだろうが、どう解析して使いこなすのかの再質問にお答えいたします。

デジタル田園都市国家構想総合戦略は、デジタル技術を活用して地方の社会課題を解決し、地域の魅力を向上させることを目的としております。この戦略を効果的に活用するためには、政府統計データの分析が重要でございます。政府は地域課題の分析・評価を支援するために「RAIDA（デジタル田園都市国家構想データ分析評価プラットフォーム）」を提供しております。RAIDAを活用することで、地域の現状をデータに基づいて把握し、適切な施策の立案や効果検証が可能となります。

また、地域経済分析システム（リーサス）も地方版総合戦略の策定や評価に役立つツールとして利用できます。

これらのプラットフォームを駆使し、政府統計データを分析・活用することで、デジタル田園都市国家構想総合戦略を効果的に推進できると思われます。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 そういうことになるのかな。もっと具体的に細かく聞きたいんですが、続いて政府統計から目指す方向を見いだす手法をどうやってやるんだと。使う統計の種類の説明を求めます。

私は香川県統計課が100の指標による香川というのを、目に見える香川とかと表題してるかもしれませんが、それがあります。100項目の指標を市町村のデータを集計して出しております。県版であります。その町版をつくったらいいんじゃないかなと思ったりします。

香川県の例えば1人当たり医療費のランキングとか、要認定の人の割合が香川県でどの市町村が何番かという香川県市町がランキングあります。これが100項目あります。これを使うのが手取り早いんじゃないかなと、そんなふうに思うわけです。

そして、皆様、タブレットの一般質問、令和7年度3月議会、竹林昌秀のところを見てください。そこにデジタル田園都市戦略に設けるべきKPIの提案をしております。スポーツ協会の会員数、どんな大会して何人集まったのか、スポーツ施設の延べ利用者数、公民館の利用者総数とか、それぐらいで分かりやすいんじゃないかなと。それから移住・定住の促進では転入・転出の数、住宅着工件数が我が町の人口を決めますね。西高篠に、今、家が建ち始めた。そして四条の町長のところの家の近くにようけ建ちよるな。非常に期待が持てる。家を建てる数を見張ったらどうかなと思います。

福祉では居宅支援率を、施設介護が高いんですね、できるだけ施設に入らずに通所介護、居宅介護をやれたら介護保険料は下げられるかもしれないですね。それから介護予防サポーターというのを研修やりましたが、この数をしっかりつかんだらいいのかな、そんなふうに思うわけです。

水道はちゃんと管理ができてますね。それからコミュニティづくりでは、自治会の加入率がどんどんどんどん下がってきたですね。この加入率どうするのか。社会福祉協議

会の会員数、それから日赤の社資の集まる率とか、これが助け合いの指標ではないんでしょうか。それから、太鼓台や獅子舞、お神楽に出演する人、それに関わる人の人数というのは地域社会の力ではないんだろうかな。自主防災の数もです。

まんのう町は観光といったって、交流人口で、道の駅や産直市に来よる数が大事ですよ。そこで幾ばくかのお金を落としていただく。それから飲食店販売高、それから宿泊者数、泊まってもらわなんだらお金は落ちません。満濃池の堰堤へ来て、4分36秒おったらもう車乗って帰る。幾ら来てもろても、空き缶と吸い殻じゃ。泊まってもろて、おいしいものを食べてもらう飲食店を養成せないかんですね。農業や商業のほうは非常にはっきりしたものがありますから。

デジタル田園都市構想の推進では、町外へ仕事に行く人がどれだけか。町外からうちの町へ仕事に来る人がどれだけだろうか。それから外国人研修生、今、大体240人の外国人研修生が本町にいて、ミャンマーやラオスから、そしてベトナムの人が120人ですね。私はベトナムの国を見てこななんだら、日本の国は成り立たんと思って、この間、ちょっとベトナムへ行ってきました。フランスを追い出し、天下のアメリカを追い出した、勤勉で秩序ある人たちですね。この人たちが評判よくて、120人ぐらい本町においでますね。そういう人たちの研修の数、そうしたところをKPIに設けたらと思います。既にできてはいるんでしょうが、できてしまって、審議会を開かないかんから、もういかんと言われそうなのは分かっておりますけれども、私が今、申し上げた項目というのは、町長、いかがでございましょうか。どのように生かしていきますか。年次の成果報告書の中へ入れてもらってもいいかもしれません。町長のお答えを求めます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、政府統計から目指す方向を見いだす手法を問い、使う統計の種類の説明を求めるの再質問にお答えいたします。

町が政府統計を活用し、目指す方向を見いだす方法と、使用する統計の種類について説明させていただきます。

統計の種類と主なデータ及び活用例といたしまして、国勢調査は人口、世帯数、年齢構成、就業状況及び人口減少地域の特定、移住促進策の検討でございます。地域経済循環図は、地域の所得・消費・生産の流れ及び地域産業の強化・活性化策の策定でございます。経済センサスは、産業別事業所数、売上高、従業員数及び企業誘致、産業支援策でございます。雇用統計（労働力調査）は、失業率、労働力人口、職業別就業者数及び雇用創出施策、人材育成策でございます。住民基本台帳は、住民登録数、転入・転出及び移住定住政策、住宅政策でございます。観光統計は、訪問者数、宿泊者数、消費額及び観光振興、インバウンド戦略でございます。社会保障・福祉統計は、医療費、介護施設数、要介護者数及び福祉政策、介護サービス拡充でございます。環境統計は、CO₂排出量、ごみ排出量、再生可能エネルギー導入量及び環境政策、脱炭素化計画でございます。

以上、説明させていただいた統計の種類から本町は政府統計を分析し、地域の現状・課

題を把握することで、最適な政策を立案・実行できます。特にRESASやRAIDAを活用すると、データ分析が効率的になり、より精度の高い施策が可能と思われます。

以上、竹林議員さんの再質問の答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長が度々力説される計画、実施する手法、実施の成果、そして目標の立て直しというPDCAサイクルを回すには、そうした行政データ、あるいは政府統計、これからの数値を掲げて、それで検証していく以外には手はないですね。そうした論議がこの両計画の中で検討されたということは非常に意義が深いです。データを読み解き、資料を活用する客観的な行政手法ですね。

行政実績の活用をどうするのか、これは町政報告と年次成果報告書で報告されております。現行計画、今、立てている計画が各課が所管している傾向があります。健康増進計画とか子育て支援計画とかいろいろありますね。それとの検証、整合性をどうするのか、再質問の4番、5番、これをお尋ねします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、行政実績の活用手法をどうするのかの再質問にお答えいたします。

町の行政実績を活用する方法として幾つかの手法が考えられます。データの見える化と公開では、過去の行政実績をデータベース化し、ウェブサイトやオープンデータプラットフォームで公開することや、住民がアクセスしやすい形でグラフやインフォグラフィックスを活用することができます。

他の自治体とのベンチマークでは、同規模の自治体と行政実績を比較し、成功事例を学ぶことや、先進自治体の取組を参考に、政策の改善につなげることができます。

また、町民参加型の評価システムでは、行政実績に対する市民のフィードバックを集め、改善点を明確にすることや、SNSやアンケートツールを活用し、リアルタイムで町民の声を反映することができます。

次に、企業・大学との連携では、行政データを活用し、地域の企業や大学と共同研究や政策提言を行うことや、スマートシティなどに向けた新技術導入の際に、行政実績を基にした計画を立案することができます。

さらに、政策形成プロセスへの活用では、過去の施策の成果を分析し、次の政策立案に反映やPDCAを明確にし、継続的な改善を図ることができます。

幾つかの手法を紹介しましたが、行政実績を単なる報告で終わらず、次の施策や町民サービス向上に生かす仕組みをつくることが重要だと思います。

次に、現行計画の検証実績の説明を求めるの再質問にお答えいたします。

経済センサスのデータを用いることで、本町の経済循環構造をある程度分析できると思います。特に地域内での経済の流れ（域内経済循環）と地域外との取引関係（外部依存度）を明らかにすることが可能と思われます。

分析の基本的な視点では、産業別事業所数、従業者数などの産業構造の把握で、どの産業が地域経済を支えているか、また、売上高・付加価値額で各産業の経済規模や主要産業の成長性の過去のデータと比較し、成長・衰退している分野の特定ができると思います。

次に、地域内経済の循環では、域内取引の割合（推定）で、地元の農産物がどれだけ地元の飲食業・小売業で消費されているか、地元企業がどれだけ地元の他産業と取引しているか、付加価値の地域内滞留率や収益のうち、どれくらいが地元で再投資・消費されるかを推定しております。

経済センサスのデータを活用し、地域の経済循環を可視化することは可能ですが、企業間取引データがないため、他のデータ（産業連関表やR E S A Sなど）と組み合わせることが重要だと思われます。

以上、竹林議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 立派な遂行すべき、活用すべき統計とかデータのお話をいただきました。でもこれ掲げるんはいいけど、数値をなかなか達成するのは難しいことが多いですよ。工場や商業の目標やったら、今日、米これだけ売らんかいて、一生懸命みんなが力を入れたらその日は売れるかもわからん。不良品ができるのを、1万個作るうちに、50個あるのを何とか30個にできんかいうたら、割合やりやすい、目標がはっきりしてますから。でも、自治会の編成率とか出生率とかいうのは大事だから掲げないかんけど、掲げたって、役場が何したって、びくともせんことがありますね。目標を掲げて達成できんのはどうしてやいうて詰め寄ることをやめないかんね。目標を掲げて、どうしようか、どうしようか、課内で、役場の中で話しすること、議会とこういう論議をすることは大事ですけど、その責任を問いよったら、首つらないかんようになる。大手の電機メーカーもやり過ぎて失敗しましたね、チャレンジ、チャレンジと職員のむちを入れ過ぎたのが。

町長が言ってくれたことはすばらしいんですが、実際に一人一人の職員が自分の縄張りのところで所管事務の中で何かやらないかんですね。そこで我が町にはリテラシシステムという立派なものを導入しておる。職員は年間1人5つずつ目標を掲げることになっておって、私は出生率、これを上げるわと。しかし、これ実績達成できん。なかなか難しい。2番目、3番目の目標は、前の人がやってないから、ちょっとやったらできる小さい目標にしてやらないかんでしょうね。1番目は町全体で取り組むようなビッグな目標、2番目はその課の仕事、3番目は私一人でできる仕事、それを3番目、4番目ぐらいで、実績が出るような個人個人の計画にしてあげんと職員は疲れますね。おおやった、できたの、よう気がついてそれやってくれたのと言えたらいいですね。職員を褒めてあげられるように目標を設定する、これをリテラシシステムで使うのは課長さん方ですね。これに御期待申し上げたい。

そして、5つ目の目的は自己啓発で、私は町村週報を読む、私は省庁のホームページを必ず1日一遍は見るとか、そういう形でリテラを使っていたらと思うんですが、町長、これをどうお考えになりますか。リテラシシステムとK P Iの実施、これを連動させた

ら自信になるだろう。きついことを言ったらいかんで。課題意識の共有やと、こういうことなんですが、いかがでしょうか。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの再質問にお答えします。

当町はリテラシステムをずっと前から使っております。その目標に、5つあるんですけども、その目標の中には、まず大きな政策目標、これを掲げて、それでまた中にはチャレンジ目標、そして上司だったら部下を指導するような、そういった目標もあります。そういった中で、政策目標をしっかりと各職員が掲げて、そしてその目標に向かって全員が一つの方向を向いて進めていくような取組を現在行っておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 総務課長は私が考える基軸に沿った運用手法をお話してくださいましたね。それが今回の予算書にできてと思う。町長の施政方針は立派です。それは一人一人の職員が課題意識を書いてくれたから、町長の施政方針にまとまっているわけですね。これをより一層努めていただきたい。

達成は難しいけど、しかし掲げないかん。しかしKPIで掲げておるのを、それをもうちょっとこんまい目標にしてあげたら、職員が実績をやれたと実感できるかもしれませんね。課長方の活用に期待したいです。

続いて、私どもの町は合併特例の財政措置は終わったんですけども、財政的には全く健全で心配はない。しかし、今後ともそうとは限らないわけで、有利なお金の使い方として過疎持続法、過疎法の使い方、臨時防災対策債の使い方、そうした起債を使って東京の資金を調達してくると。資金循環をさせるんだが、その裏に地方交付税の元利償還金補填がある仕組み、これの使い方を期待するわけです。本町の過疎自立計画は非常によくできた実質のもので、職員が書いた立派なものと思っております。こうした地方債と地方交付税が連動する仕組みを今後どう使っていくのか、それをお尋ねします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、過疎持続計画との連動や複合をどうするのかの再質問にお答えいたします。

デジタル田園都市構想総合戦略計画、総合計画、そして過疎地域持続的発展計画をどのように連動・複合させるかは、地域の課題や特性を踏まえた戦略的なアプローチが求められます。

基本方針の総合につきましては、デジタル田園都市構想はデジタル技術を活用した地方創生が目的であり、過疎地域の発展にも直結するため、各計画の目標を把握する必要があります。また、総合計画と整合性を図りながら、過疎地域持続的発展計画の基本理念とすり合わせることも重要であると思われます。

次に、計画間の整合性確保につきまして、統合的なKPIの設定は各計画が目指す成果

を数値化し、進捗管理を一元化する必要性がございます。協議会・官民連携の強化につきましては、デジタル田園都市構想の推進委員会と過疎地域計画を所管する企画政策課が連携し、施策の統合を進める必要があると思われます。これらの施策を組み合わせ、計画間の整合性を確保しつつ、過疎地域の持続的発展をデジタル技術によって加速させることが求められると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 デジタル情報とかそういうものは道具ですよ。K P Iを立てて目標管理、P D C Aサイクルを回す、総合計画の後期基本計画で目標を立てて実施していく、そしてリテラの職員を掌握するシステムと連動させるという制度や施策の連動を課長さん方に心がけていただきたいですね。そして資金調達を常に考えていただきたい。私たちが掛けている年金やかんぽ生命に入ったり、お金はみんな東京に行ってます。皆さん方が交付金の調達に各課長が走り回る、それから財政所管の総務課長は地方債や交付税の手だてを講じる、これを連動する運用、単なるK P Iだ、後期計画の目標だとしなくて、その背後には資金調達があるんだということを意識して仕事をしていただくことをお願いして、私の1本目の質問を終えたいと思います。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

ここで、一般質問の途中ではございますが、休憩を取りたいと思います。議場の時計で10時50分までということですのでよろしくお願いいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

6番、竹林昌秀君、続いて、2番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 2番目ですが、これは1番目の質問と密接な連動をしたつもりなんですよね。I T、D X、A Iとかの電子技術系の言葉が氾濫してます。これを町長はどう把握していて、職員たちにどう持ちかけて、複合的な使い方をどうしようとしているのか、この御答弁をお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、I T、D X、A Iとかの電子技術を町長はどう把握して、複合的な駆使を図ろうとしているのかについての御質問にお答えいたします。

一昔前までのデジタル化につきましては、現行の業務のうちデジタル化できる部分に合わせてシステムの構築やパッケージと呼ばれる既存製品を導入する、いわゆるI T化、I C T化が主流であったと認識しております。

その後、令和2年12月に国が策定し、随時改訂を行っている推進計画を指針として、現在取り組んでいる自治体D X推進の中では、単なるI T化、I C T化によるデジタル化を目的とするのではなく、デジタル技術を活用し、業務の在り方から検討し、改革を図る

ことで、全ての人がデジタル化による恩恵を享受できる仕組みづくりが求められております。

そのため、単なるアナログな業務プロセスをデジタル技術に置き換えるのではなく、業務全体のあるべき姿を検討し、必要なデジタル技術を活用していく必要がありますが、現在の情報化社会において、デジタル関連の技術進歩は目覚ましいものがあり、その全てを把握、活用していくことは非常に困難な状況であると認識しております。

例を挙げますと、C h a t G P Tなどの生成A Iにつきましては、少し前までは人が問いかけた文章に対して、インターネット上の情報やA Iが学習した情報などから自動的にその答えを生成する程度のものでしたが、現在では、今まで利用していたツールと連携して、プレゼンテーションの資料やプログラム作成による自動化など、やりたいことを正しく伝えれば、その成果品まで自動で生成できるようになっており、様々な利用シーンに合った製品が数多く出てきている状況でございます。

このような現状の中、網羅的に技術に関する情報を把握していくことは困難であることから、D X推進を実施していく中で、条件を絞った技術の情報収集、把握を行う必要があると考えておりますので、セミナーや研修、シンポジウム等に積極的に参加し、新技術の情報や他団体での事例、時には業者の提案等を参考にし、その把握に努めてまいりたいと考えております。

今後、単にデジタル化が目的とならないよう、デジタル技術の活用はあくまで課題解決のための手段の一つであることを念頭に置き、デジタル技術の導入が目的とならないよう、住民の皆様や職員等の「人」が主役のD X推進について、慎重に検討を進めてまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 琴平の町長は議会答弁を生成A Iでやっとするようですね。議員さん方は困って、生成A Iで答えられんような質問をせないかんいうて相談しよりましたね。

三豊市役所はI T、平井デジタル大臣がいたときに、高松と三豊市役所が先導的なI Tの指定をされて、東大の松尾研究室とタイアップしてやってましたけども、あれは自分のとこの専用のA Iを開発しようとするプランだったんですね。結局はそれほどの人を編成できなかったから、成果はほぼ出てません。しかし、三豊がそれをやってくれてたおかげで、コロナのときにリモート授業をせないかんというときに、あそこがリモート授業の実験をやってくれて、私はそれを聞いて、当時の教育長にこれぐらいできます、こういうことですよというお話をさせていただいて、やっぱり三豊がI Tの手を挙げてくれとったというのは、どこかで生きるんですね。実は松尾研究室はA Iをやるとこだったんで、そこまではいかなかったということでしょう。

私の孫娘が小学校3年なんですけど、似顔絵を描くんですよ。その似顔絵が目を開けたり、笑ったり、行動するように動画にする、これは汎用のA Iでなくて、専用のA I、要はアプリなんですけど、上手に使ってやるんですよ、見事なの。映像処理はもうデザイナーは

要らんようになるかもしれないとか、そんなに言われますね。雪舟みたいな絵を描けいうたら描いてくれる、雪舟の絵を読み込ませといたら。

そういう時代にあって、本町でこのＡＩの進展を調査研究してくれる人を、二、三人、町長つくつとかなんだらいかなのじゃないかなと、そんなに思うわけです。

総務課長の部隊が当初予算の概要、立派なのをつくってくれてます。これは過去５年分ぐらいの当初予算の概要を読ませといて、今年の数値を入れて読ませたら、同じものをつくってくれる。財政というのは構造、体系がはっきりしてますから、多分やれるんでしょね、財政の展望やなんかはやっぱり総務課長がにらんでやらないかんけど。

町長、ちょっとうちでＡＩの研究する人の配置、育成をどうするんか、そこをちょっとお尋ねします。ここが肝要です。専門に置かなんだら、兼務にしといたら目の前の仕事で手つけへんわ。

○大西樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

中讃広域のほうで専門のＤＸアドバイザーというものがいまして、我々職員も、リモートになりますけれども、リモートでこんな悩みがあるんだとか、いろいろなことを聞く機会を１か月に１回は最低で持っております。そういった中で、今、総務課で所管しておりますＤＸ推進の室がございますけれども、室長をはじめ２名の職員がいます。それが４月からは企画政策課のほうにＤＸ推進室が移管されるという形になるわけなんですけれども、そのＤＸ担当職員を中心として、そのアドバイザーからの専門的なアドバイス、助言などを受けながら、今後もＤＸ推進に向けて鋭意取り組んでまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 ６番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ＤＸは日本中同じソフトウェア、体系にしようとしてて、システムの共有化が大きな目標ですよ。それで効率を上げようとしているわけですね。そのほうが分析がしやすい。中讃広域の情報開発の部隊も、もうプログラミングしてないですね。汎用パッケージを買ってきて、それを使いこなすことだけやってます。プログラミングすることは要らなくなって、汎用性が高くなった時代なんだな、それがＤＸかなと、そんなに受け止めてるわけなんですけれども、総務課長の話でＤＸアドバイザーを使っていく、それは重要な方法ですね。

それから、今、内閣府が何をやっているかということ、省庁で市町村の仕事を手伝う人を希望を取ってます。市町村とお見合いして、こういうようなことをやりたいといったら、国交省の人が、農水省の人が手伝ってくれと言われます。これでＤＸの専門家を入れるのも一つの方法でしょうね。ＤＸとかＡＩ、ＩＴの政府の部隊も半分は民間企業から出向させた人ですね。

そうした仕組みを使うこと、それから池田知事は中讃事務所あたりに市町村の面倒を見る職員を置いて、市町村の相談に乗る体制をやろうとしています。国も県も地方自治はあ

んたら自分でやってくれじゃなくて、相談に乗るで、面倒を見るでという体制を組み上げています。これをどう使っていくかでしょうね。

町長、非常に広範な人事運用の見識が求められる時代で、それは課長方が何が大事なのか、これをうちの職員たちではちょっと専門性が足りんから、これを借りんか、専門性のある人をどうやって調達するかということをみんなで考えていく必要があるんでしょうね。

これで再質問に戻ります。

数値情報化した分析を省庁はどのように行っているのか。医療の地域データ計画はどのようなもので、どう使っているのか。介護保険の見える化システムとはどのようなもので、どう本町計画に盛り込み、施策展開に生かしていくのか。再質問の3本、まとめてお答えを求めます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、数値情報化した分析を省庁はどのように行っているのかの再質問にお答えいたします。

現在、国の政策立案、企画や各種計画の策定を行う際に、EBPMという考え方が平成の終わり頃から推進されている状況でございます。このEBPMは、その場限りのエピソードやこれまでの慣習によって感覚的に行うのではなく、目的を明確化した上で、合理的根拠であるエビデンスに基づいて政策立案などを実施することを指しており、そのエビデンスとしては、各種必要なデータの分析結果が用いられることが多々あると認識しております。

そして、今までの各種データについては、政府基幹統計やアンケート調査など、利用目的に合わせたデータ収集が主なものであったかと思いますが、今後、DX推進によるデジタル化が進んで行っていく中で、業務等でデジタル化により副次的な効果として今まで収集が困難であった情報がデータ化されることにより、さらに根拠とするデータが増えることが予想されます。

例えば、これまで郵送または窓口維持により受け付けしていた申請をオンライン化することを想定いたしますと、利用者利便性向上や事務処理の軽減だけでなく、今まで分からなかった申請書に記入している時間帯がシステム上で確認できるようになるなど、本来の目的でないところで副次的な情報を得られる可能性がございます。

しかしながら、この副次的でデータにつきましては、利用目的に合わせて収集されたデータとは異なり、そもそも目的を持って収集されたものではないため、その分析には他の収集条件が異なるデータと組み合わせるなど、今まで以上にスキルが必要であり、誤って利用してしまうと、全く違った結果を導いてしまう可能性がございます。

そのため、今後データを正しく扱える人材の必要性が高まることが予想されますことから、国として今まで以上に人材育成に関する取組に注力していくのではないかと推測しているところでございます。

今後、さらに国の動向を注視しながら、各種施策について推進してまいりたいと思いま

すので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、医療の地域データ計画とはどのようなもので、どう使っているのかの再質問にお答えいたします。

日本の医療政策において、地域包括ケアシステム（地域での医療、介護、福祉の一体的な提供）は非常に重要なテーマです。このシステムを支えるために、地域ごとの医療データや健康データをデジタル化し、A I やD Xを使って分析することが進められています。

地域ごとの医療の質を向上させるためには、地域特性に応じた医療データを集め、分析し、戦略的に活用することが重要です。地域健康データプラットフォームの構築とは、健康や医療に関する地域のデータ（例えば、疾病の発症率、生活習慣、医療機関の稼働状況、介護の利用状況など）を収集し、プラットフォーム上で分析します。このデータを基に地域ごとに異なる健康問題に対応した施策を展開することが可能になります。

地域医療データ計画は、I T、D X、A Iなどの技術を活用し、地域ごとの健康課題に対応し、効率的で質の高い医療サービスを提供するための重要な仕組みです。これにより、地域特性に応じた医療の提供が可能となり、医療資源の最適化や予防医療の推進が進んでいます。

次に、まんのう町国民健康保険データヘルス計画についてという趣旨で説明させていただきます。

データヘルスとは、レセプトや検診データ情報から医療費分析を行い、明らかになった課題から保健事業を決定し、P D C Aサイクルで効果的、効率的に検証するものであり、本町では平成28年、29年度を第1期、平成30年から令和5年度までを第2期、令和6年度から令和11年度までを第3期データヘルス計画とし策定し、エビデンスに基づく保健事業を実施いたしております。

国民健康保険においては、幅広い年代の被保険者が存在するため、K D Bデータやレセプトデータから、これらの年代の身体的な状況等に応じた課題を捉えたデータヘルス計画により、P D C A管理の下、健康増進課ではまんのう町健康増進計画を作成し、保健師や管理栄養士等の専門職を中心に、より効果的に住民の健康増進、生活の質Q O Lの維持及び向上が図れるよう保健事業を展開しています。

その結果、住民の健康寿命の延伸や医療費の適正化にも資すると考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、「介護保険の見える化」システムはどのようなもので、どう町計画に盛り込み、施策展開に生かしているのかの再質問にお答えいたします。

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報はじめ、地域包括システムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、グラフ等、見やすい形で提供されます。

介護保険事業計画の策定に当たっては、地域間比較等による現状分析を活用して課題を

より容易に検討できるようになったこと、同様の課題を抱える自治体の取組事例等が参照できることで、各自治体に適した施策の検討がしやすくなりました。

また、都道府県、市町村のシステムが一元化されたことで、関係者全員が一元化された情報の閲覧が可能となり、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携強化につながっておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 政府はこのようにデータ分析する仕組みを随分進めておりますね。議会のほうにこれが報告されないの、なかなか我々も分かっていなかったわけですが、町のデータヘルス計画、これが決め手ですよ。国保連合会が詳細なデータの分析した表は持っておりますね。これの解釈、解説を生成AIにやらせたら、一発でできやせんかなと思ったりするわけです。介護や医療も構造は非常にはっきりしてますから、AI向きだろうと思うんですね。ぜひこの検討をしていただきたい。

介護保険の見える化システムは私がちょっとコピーしたものを皆さんのお手元に配りますよ。その一部ですね。表とグラフにして見えるようにする。うちの何が強いや、弱いや、どこを改善したらええんやということですね。

驚くべきことが起きております。私の一般質問のところの介護保険のところを見てください。ここの数値を見たら、うちの町は日本中で介護保険特別会計の経営管理指標とやっているのは我が町だけなんです。厚労省の老健局審議官はそれに対してしっかり頼みます、実績を上げて報告してくださいと言われた。

平成30年から要介護率が20.7%やったのが、令和5年に18.9、令和4年19.2、下がると。要介護といったら下がる数値とは私はなかなか思えん。介護保険所管はお手柄ですよ。善通寺がこれが16なんですね。だから介護保険料は安い。安けりゃいいという問題じゃないです。

それから私が大事に思うのは、その表の一番下の居宅サービスです。施設に入るより居宅率を上げたら、保険料は上げんで済むでということです。この数年間の実績を、私、日本財政学会へ報告して、それが今度は春号の会計検査院資料集に載るんです、うちの町の実績が。町長、ふが悪いんや。うちはよそがやらんことをやって、実績を上げたんや。包括支援センターは機能しとるでと言えらるわけですね。こうしたことを上手にやってもらうのにAIを使ったらどうでと申し上げたいですね。

続きまして、農林業センサスは、今年、調査年度ですよ。経済センサスの分析が要る。経済構造の分析が要る。土地家屋と労働力統計、これを駆使する手法をどうしたらいいんでしょうか。これを分析できませんか、再質問の4、5、6、これを御答弁願います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、農林業センサスの分析をどうするのかの再質問にお答えいたします。

農林業センサスは5年ごとに実施される国の大規模調査で、今年度調査を実施いたしております。

農林業センサスの主なデータといたしましては、農家・農業経営体の構造、農業従事者の年齢、後継者の有無、経営形態（個人経営、法人経営など）、主要作物の生産量・販売額・収益性、農業資材（肥料・農薬）の使用状況、農業機械の保有・利用状況、農業従事者の高齢化・離農傾向、女性・若手就農者の割合、農業雇用の状況（パート・外国人労働者など）、スマート農業の導入状況（ドローン、IoTセンサー、AI活用）、耕作放棄地の発生状況、環境負荷低減対策（有機農業、持続可能な農業技術）、森林所有者の規模・経営形態、林業従事者の年齢構成・雇用状況、木材生産量・価格動向、森林保全活動（間伐・植林）の実施状況、バイオマス資源の活用状況及び山村地域の過疎化と森林の荒廃リスクなどがございます。

農林業センサスのデータを統合的に分析し、IT、DX、AIを活用することで、次のような効果が期待できると思います。

農業・林業の生産性向上（スマート農業の導入支援）、地域農業の持続可能性向上（耕作放棄地の活用、後継者支援）、森林資源の最適管理（AIによる林業経営支援）及びデータに基づく政策立案（地域特性に応じた農業振興策）などで、政府統計のデータを最大限に活用し、DXを進めることで、本町の農林業の発展につなげることができると思います。

次に、経済センサスから、本町経済の循環構造を分析できぬかとの再質問にお答えいたします。

経済センサスのデータを用いることで、本町の経済循環構造をある程度分析できると思います。特に地域内での経済の流れ（域内経済循環）と地域外との取引関係（外部依存度）を明らかにすることが可能と思われます。

分析の基本的な視点では、産業別事業所数、従業者数などの産業構造の把握で、どの産業が地域経済を支えているか、また、売上高・付加価値額を各産業の経済規模や主要産業の成長性の過去のデータと比較することで、成長・衰退している分野の特定を行うことができます。

次に、地域内経済の循環では、域内取引の割合（推定）で、地元の農産物がどれだけ地元の飲食業・小売業で消費されているか、地元企業がどれだけ地元の他産業と取引しているか、付加価値の地域内滞留率や収益のうち、どれくらいが地元で再投資・消費されるかを推定ができると思います。

経済センサスのデータを活用し、地域の経済循環を可視化することは可能ですが、企業間取引データがないため、他のデータ（産業連関表やRESASなど）と組み合わせることが重要と思われます。

次に、土地建物と労働力統計を駆使する手法をどうするかとの再質問にお答えいたします。

町が土地・建物と労働力の統計を活用する手法は、都市計画、経済振興、社会政策など

多岐にわたります。土地・建物の統計活用では、都市計画・土地利用の最適化、不動産市場の動向把握及び防災・減災対策があると思われます。

次に、労働力統計の活用では、地域経済の分析と雇用対策、移住・定住促進政策及び労働力環境の改善と思われます。さらに、土地・労働力統計の統合活用では、産業クラスターの形成及び交通インフラ・都市機能の最適化と思われます。

町では土地・建物の統計を都市計画や防災に生かし、労働力統計を雇用政策や産業振興に利用しようと思います。これらを統合することで、住みやすく経済活力のある地域づくりを目指したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 よくよく事務方は調べていただいて、着手できる可能性のあることをたくさん言っていただきました。一遍にこれいかなですよ。できる人を養成していかなあかん。

町長、うちはA Iを使って仕事をしたいんやと、それができる職員はうちを受験してくれと。東大の松尾教室からうちへ受験に来るかもわからん。その志を持った人を調達して育成しませんか。

そして、内閣府のデジタル田園都市のころの次長は香川県の総務部長やった人で、私はこの辺を御案内したりしたし、竹林さん、2月末がその申込みの期日やと、人を派遣する。どうせ2次募集や3次募集がある。国の役人なんかも1回目は様子を見よって、やりよる人を見よって、半年後に応募する人がありますから、狙い目でっせ、町長、いっちょやらんかい。人の調達と育成だ。

こうしたものを第7の質問でコンサルを委託して町勢要覧を作成できんかと書いとるんです。これは、私、質問を取り消しになるいうか、これはA Iを使ってやったらほぼできてしまわへんかいと。A Iを使ってやるコンサルを頼むのも取りあえずは方法かもしれませんね。早急に立ち上げる必要があります。

質問の7、これを御答弁願います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、コンサルに委託して町勢要覧を作成できぬかとの再質問にお答えいたします。

町勢要覧につきましては、自治体の人口、産業、歴史、福祉、教育、インフラなど、町の特徴や魅力を総合的にまとめた資料です。これにより町の強みや課題を整理し、住民や外部の人に分かりやすく伝えることができます。

また、デジタル社会に対応して、紙の冊子を作成せずに、ウェブサイトやデジタルツールを活用する方法もございます。町の公式ホームページを充実させて、町勢要覧の内容を町の公式ホームページとして掲載するとか、統計データをPDFやエクセル形式でダウンロード可能にするとか、動的なデータ（人口変動や企業情報）をリアルタイム更新可能なシステムとして導入する方法もございます。

さらに、町勢要覧の内容をオープンデータ化して公開することで、行政のオープンデータポータルとして提供すれば、人口統計、産業別労働力データをE x c e l・C S Vで公開し、誰でも利用可能になると思います。

次に、国や県の統計データを活用して、総務省の国勢調査や地域経済分析システムを活用し、町独自で作成しなくてもよいと思われます。

さらに、民間の観光サイト・不動産サイトと連携すれば、町勢要覧の代わりに観光情報は「じゃらん」、「楽天トラベル」、住居情報は「スーモ」、「アットホーム」などの外部サービスに掲載なども考えられます。

結論といたしましては、町勢要覧を作成することを検討しますが、ウェブサイトやSNSで代替、既存の統計データや外部サービスを活用及びピンポイントな情報発信に切り替えることが有効ではないかと思われますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 これは中学生向けのチャットの本なんですけど、どんなに書いてあるか。どんなにAIが発達しようとも、結局、それを扱うのは人間であると。結局、人間は勉強しなければなりませんとある。中学生向けですね。私は10冊ぐらい買った。まだ3冊ぐらいしか読めてないけど、この程度ですね。

続きまして、3番目に移ります。

○大西樹議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 不登校、障害児、発達障害児の児童生徒への対応の手法を問います。

本町の「たむ」、「らいむ」、「いくむ」の運用実績と課題への説明を求めます。再質問の1までです。お願いします。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 竹林昌秀議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、御質問にある不登校の児童生徒と障害、発達障害の児童生徒につきまして、同じ位置づけでの比較はできないことを御理解いただきたいと思います。と申しますのは、不登校の状態にある児童生徒は、一人一人が抱えている課題が異なっていて、学校に行きたくても行けないという状態に陥っているわけでございます。

一方で、心身に障害があるため、学習面や生活面において、特別の支援を必要としているお子さんが存在しております。前者に対しては心を安定させる場所、または心の居場所を提供しなければなりません。また、後者に対しましては、支援の手を差し伸べていく必要があります。

このことを踏まえた上で、1つ目の御質問であります本町の「たむ」、「らいむ」、「いくむ」の運用内容と課題への説明を求めるとの御質問にお答えいたします。

先ほどの川西議員への答弁の繰り返しにはなりますが、まんのう町が目指す教育として、「自立へ向かう教育」を10年来、掲げているところでございます。ゼロ歳から15歳ま

での子供たちが「豊かなつながりと温かなまなざしの下で、支え合い、思い合い、競い合い、学び合い」ながら「自立に向かう力を身につけていく」子供たちの「歩みを、見守り支える教育コミュニティ」を創生することを目標としております。

教育委員会の重要な仕事は、時代に対応した的確な目標を確立して、その目標を達成するための有効な組織づくり、そこにその分野の専門的な人員を配置し、効果を上げていくことであると考えております。そういった考えの下、他の市町に先駆けて早期支援教育センターの「たむ」、適応支援センターの「いくむ」、少年育成センターの「らいむ」を立ち上げてまいりました。そして、これら3つの組織を連携して活動させたほうが指導の効果が上がるのではないかという考えの下、教育支援機構と位置づけ、フル活動させながら、まんのう町の教育課題の解決に向けて、鋭意、努力しているところであります。

まず、1つ目は早期支援教育センター「たむ」でございます。

最近、健康な子供たちの中にも「視線が合わない」、「落ち着きがない」、「友達とよくトラブルを起こす」、「先生や友達との会話がうまくできない」、「字がうまく書けず、漢字が覚えられない」など、発達上の困難のある子供が注目されるようになってきました。

当センターにおきましては、早期支援教育コーディネーターが、成長発達上のつまずきや困難のある乳幼児から中学生までの保護者の方々に対して、発達に関する心配事や就学・進級・進学などに関する相談支援を行っているところでございます。あわせて、学級担任の先生方に対する相談支援や研修会などを実施することにより、指導や支援のスキルアップにも大きく貢献しております。

子供一人一人の様々な夢の実現を願って、愛称を夢が多いということで「多夢」といたしております。

次に、適応支援センターの「いくむ」についてでございます。

適応支援センター「いくむ」では、「学校に行きたくてもいけない」といった悩みを抱えている子供たちに、学校とは別の場所で小集団での生活や活動を行っております。そして、子供一人一人に自立を促しながら、個別の相談や支援を通して、子供たちが学校に復帰し、また、社会に適応できるよう手助けをしております。

自分の夢を大事に育てていってほしいという願いを込めて、愛称を夢を育てるという意味で「育夢」としております。

3つ目は、少年育成センター「らいむ」でございます。

少年問題の低年齢化、多様化が叫ばれておりますが、子供の健全育成を図るため、補導活動や相談活動、環境浄化活動、広報・啓発活動、小さな親切運動などに取り組んでおり、保護者、学校、地域が一体となってサポートできる体制を整備しております。

子供の夢が近づく過程をイメージして、愛称を夢が近づいてくるということで「来夢」と命名しております。

最後に、これら3つの組織からなる教育支援機構を御説明申し上げます。

さきに申しあげました早期教育支援センター「たむ」、適応支援センター「いくむ」、

少年育成センター「らいむ」において、この三者が合同で情報交換や専門的な意見を出し合うことによって、解決の糸口が見えてくる場合が多々ございます。このような理由から、今後もこの機構を有効に利用していきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町がこの3つの特別支援体制を整えたというのは誇りとすべきであります。文科省が動き出す前に、この小さな町が県レベルでやるような組織体制を整えた教育委員会の見識、教育長の力量に敬服申し上げます。組織、制度をつくったんだということですね。

徳島県で校内教育支援センターを設立する動きがありまして、要望が出されております。どんなふうなことかといいますと、校内教育支援センターといって学校ごとにやろうということで、モデル校をつくらうとする動きなんですね。これを文科省が予算をつけている。児童にとって通い慣れた場所であり、このクラスへ入る不安、抵抗感が少ないようにしたらいいと。在籍学級との行き来が可能なようにせないかん。学級担任や友達との交流を可能にせないかん。切ってしまわんようにせないかんということですね。そこに収容しておしまいじゃないんだぞと。校内教育支援センター担当と学級担任とスクールカウンセラーが緊密に相談すべきであろうと。

自宅から登校に時間がかからないようにしないと続かんぞと、こんなことですね。登下校は保護者の送迎が必要になることが多くて、不規則になるから、保護者が仕事を続けられるかがあると。これへのケアが要るだろうなと。登校が不安定な子供についても、1時間でも出てたら登校扱いになったり、登校をうのみにしてはいかんわけですね。不安定な子へのケアが要るぞと。在籍学級に復帰したい意向を教育長の掲げる自立に向かう教育という、この視点ですね。ここへ収容してしまいじゃないんだぞと、そんなふうなことが要望として出されていることをお伝えしておきます。

それでは、私に分かりにくいのは療育対象の子供がどういうことか分からない。発達障害児と障害児とどう違うのか、これをお伺いし、文科省の支援学校設立へ向けての方針と施策の説明を求めます。あわせて、香川県の校内支援学校設立に向けての現段階の状況の御報告を求めます。再質問の2、3、4です。お願いします。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 竹林議員の再質問は、障害児、発達障害児、療育対象児とはどうした区分かという御質問でございます。

非常にデリケートな部分が含まれてはおりますが、全てのお子さんが分け隔てなく、平等に教育を受けることができるための根本であると考えておりますので、できるだけ分かりやすくお答えしたいと存じます。

まず、「障害児」についてでございます。

学校教育法においては、障害を持ったお子さんが、その障害による学習上または生活上

の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とした特別支援学校を規定しております。この法律による障害といたしましては、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の５つが挙げられております。

一方で、２００１年にＷＨＯ（世界保健機関）が障害を「参加できない状況や活動できない状況をつくっているもの」と公表し、先ほどの５つ以外にも障害はございまして、誰もが経験していることであるとの理解が広まってきております。

竹林議員の御質問への直接的なお答えにはなりません、障害を持った子供を含め、全ての子供たちが分け隔てられることなく学ぶようにすることができるよう、特別支援教育が実施されているところでございます。

次に、「発達障害児」についてでございます。

先ほどの答弁の中で触れましたが、最近、注目されるようになってきた発達上の困難を抱える子供を指しております。視線が合わないなど、対人関係が苦手であったり、強いこだわりを持つ自閉スペクトラム症、いわゆるＡＳＤが一つです。また、友達とよくトラブルを起こしたり、落ち着きがない、注意欠如や多動症、いわゆるＡＤＨＤもございます。また、字がうまく書けず、漢字が覚えられないなどといった学習障害であるＬＤなどが発達障害として認知されているところでございます。

本町におきましては、早期支援教育センター「たむ」に教育の専門家と心理の専門家が常駐しており、保護者や先生と相談しながら、発達障害を抱えた子供にとって最適な教育環境を提供できるように取り組んでおります。

最後の御質問は「療育対象児」でございます。

療育対象児という言葉は、教育や福祉に関する法律等において直接的に定められてはおりません。「療育」は「発達支援」でありますことから、障害のある子供やその可能性のある子供に対しまして、それぞれの発達の状態や障害の特性に応じた支援を行い、現在の困り事の解決と将来の自立と社会参加を目指すことと考えられております。

したがいまして、療育対象児とは障害児や発達障害児を包括して、何らかの支援が必要な子供を指しているものと思われますので、御理解いただきたいと存じます。

それでは、続いて竹林議員の再質問、文部科学省の支援学校の設立に向けての方針と施策の説明を求めるとの御質問でございますが、まず、文部科学省における特別支援学校の設置に関する基準について御説明申し上げます。

これまで特別支援学校につきましては、学校教育法第３条に基づく独立した設置基準は定められておらず、学校教育法施行規則及び特別支援学校の高等部の学科を定める省令に設備編制等の基本的事項についてのみが定められておりました。

しかしながら、近年、在籍者数の増加や慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、特別支援学校設置基準が令和３年９月２４日付で公布され、総則及び学科に係る規定については令和４年４月１日から、編制並びに施設及び設備に係る規定については令和５年４月１日から施行されたところでございます。

この設置基準につきましては、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準であり、また、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定となっております。

ここで、この設置基準におけます主な内容の御説明をいたします。

まず、学科の種類についてであります。高等部の学科は普通教育を主とする学科及び専門教育を主とする学科から成り立っております。また、専門教育を主とする学科につきましては、視覚障害や知的障害などの障害に応じて定められてございます。

次に、1学級における児童・生徒の数についてであります。小学部または中学部の1学級の児童生徒の数は、例外はありますが、6人以下とされました。

また、学級の編制につきましては、特別の事情がある場合を除き、小学部及び中学部については、同学年の児童または生徒で編成するとともに、障害の種別ごとに編制することとされております。

次に、特別支援に関する文部科学省の施策につきましては、平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、障害のある子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、その持てる力を高めながら、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援の充実を行うこととしております。

その中で、「ノーマライゼーション」の理念に基づいた障害のある子供の学びの場について、「インクルーシブ教育システム」の必要性が求められているところでございます。教育における「ノーマライゼーション」とは、障害のある人が障害のない人と同等に生活し、共に生き生きと活動できる社会を目指した考え方であります。

また、「インクルーシブ教育」とは、個の多様性を尊重し、障害者が精神的及び身体的な機能などを最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において、初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等をはじめ、それぞれのニーズに合った教育を提供する環境を整えるものでございます。

国においては、「ノーマライゼーション」の理念に基づいた「インクルーシブ教育」の実現に向け、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級・通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備を行っているところでございます。

次に、香川県の支援学校設立に向けての推進段階の説明を求めるとの質問にお答えします。

現在、香川県内においては、県立としまして各地域に設置されております支援学校が7

校、聴覚支援学校と視覚支援学校がそれぞれ1校、香川大学教育学部附属特別支援学校が1校の合わせて10校がございます。新しいところでは、令和5年4月に県立小豆島みんなの支援学校が開校いたしました。

県では、小豆島における支援学校の開校によって、島嶼部を含め、県内を見渡した際、全般的かつ均等的に配置ができたものとして、新たな特別支援学校の設置に関するハード面の事業完了を見込んでおります。

これからはハード事業からソフト事業へ重点をシフトし、ノーマライゼーションやインクルーシブ教育の取組を推進しながら、障害の重度・重複化や多様化に適切に対応し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導と必要な支援を推進していくようでございます。

例えば通常学級での合理的配慮として、必要に応じた支援員を配置して、教室内でのサポートを行ったり、特別支援学級において個別のニーズに対応したカリキュラムを提供したりするなど、多様な学びの特別支援教育として取り組んでいきます。

以上が、香川県の支援学校の現状及びこれからの方向性だと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 そこまでやってたのかという驚きがあります。人の編成の時代ですね。本町は先行してやってた事例がありますから、的確な運用ができるんだと御期待申し上げますが、公だけでは無理なんで、民業で、私塾でやるところがあったりしたらどうしたらいいのでしょうか。支援すべきじゃないかなと思うんですけど。

○大西樹議長 教育長、井上勝之君。

○井上教育長 それでは、竹林議員の、民間への支援と連携をどうするのか、民業との連携についての再質問にお答えいたします。

まず、切れ目のない支援体制を構築するためには、民間への支援と連携が必要かつ重要であると考えております。

現在、教育委員会や学校だけでなく、地域の福祉、医療、民間支援機関など、子供の成長を支えるネットワークが構築されており、定期的な協議の場が持たれているところでございます。

また、学校外で放課後に行う学習支援やソーシャルスキルトレーニングなどが受けられる近隣の放課後等デイサービス利用を希望する保護者に対しましては、情報提供をしながら、その利用を促しているところであります。

現状といたしましては、まんのう町内に放課後等デイサービスを提供する事業者がございません。そのため、数名の児童生徒が近隣市町の事業所に通っております。

このような状況を考慮し、町内において放課後等デイサービスが提供できる環境づくりを目指して、これから各関係機関や事業者などと連携を図りながら、設置に向けた取組を検討してまいりたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

○大西樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 教育長、よく御掌握で、御期待申し上げます。

本町は先駆けたわけですから、この後、県内の模範となるような運用を御期待申し上げます。

○大西樹議長 以上で、6番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

一般質問の途中ではございますが、ここで休憩を取ります。議場の時計で13時30分までといたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後13時30分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

12番、松下一美君、質問を許可します。

○松下一美議員 それでは、皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、松下一美の一般質問をさせていただきます。

まず、1問題でありますけど、土地基本法の改正についてを問うであります。

土地基本法が平成元年の制定以来、30年ぶりに改正されたことが国土交通省、そしてまた、土地政策課等により報告されております。不動産登記簿等を参照して所有者が直ちに判明しても、所有者に連絡がつかない等の俗に言う所有者不明土地であり、都市開発やインフラ整備等を行う際、所有者の探索に多大な労力を要し、また、費用や時間を要しているところであります。事業の進捗に支障が出ており、不明土地の利用円滑化のため、特別措置法が制定され、一定の条件を満たす所有者不明土地を地域住民の福祉または利便増進を図るため、公益的な事業に利用を可能とする制度で、公共事業のため収用する際、収用委員会の審理、手続の省略や収用手続の合理化、円滑化を図る制度が創設されたようです。

そこで、本町でもそのような例があるのかをまずお伺いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの、土地基本法の改正についての御質問にお答えいたします。

改正土地基本法は令和2年3月31日に施行されましたが、本法律の改正の背景には人口減少や土地利用ニーズの低下による所有者不明土地や管理不全の土地の増加があり、これらの要因は生活環境の悪化、インフラ整備や防災上の重大な支障の原因となるおそれがあります。

これらに対応するために、改正土地基本法では「法全般で周辺に悪影響を与えないように管理することの重要性等を明確化する」こととしております。

そのため、関係省庁が一体性をもって人口減少時代に対応した土地政策を講じることが

できるよう、土地基本法で規定された新たな理念、所有者等の責務や基本施策で定める内容に基づいた今後の施策を具体的に示す土地基本方針を新設し、その策定、更新を通じて、防災・減災の観点からも重要な所有者不明土地対策、管理不全土地対策等の個別施策を着実に展開していくものであります。

また、公共事業に係る所有者不明土地等への対応につきましては「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が令和5年4月1日に施行されております。本特別措置法は所有者不明土地の円滑な利用、所有者不明土地の適正な管理、所有者検索の合理化、所有者不明土地対策の推進体制の強化について規定されており、公益性を持った土地の管理・活用に大きな意味を持つものと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 ありがとうございました。そこで、国道438号の佐岡交差点の直近の南側につきまして、歩道部分が所有者不明やに聞いておりますが、未買収のため工事が止まっており、見通しが悪く、大きな事故も起きております。交通安全上からも、工事の進展が望まれておるところであります。この件について、町長の見解をお伺いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

国道438号線の当該地につきましては、個別案件であり、個人情報保護の観点からも、具体的な答弁はいたしかねますが、改良の必要性を認識しているところでございますので、中讃土木事務所に要望を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 ありがとうございました。それでは、報告の一部を抜粋しておりますので、紹介させていただき、最後に一点だけ質問したいと思いますので、ちょっと紹介させていただきます。

所有者不明土地につきましては、地域住民の共同福祉、また、利便を図るため、公共事業に利用する場合は、事業期間の上限、おおむね10年であります。政令で定められている一部事業を民間事業者が実施する場合においては20年とも、そしてまた、延長も可能とされているところであります。所有者管理が実施されておらず、管理が確実な場合、災害の発生や著しい環境の悪化防止のため、市町村長による勧告、命令、代執行が可能とする制度が創設されているようであります。所有者不明土地の管理適正化のため、勧告や請求の実施の準備のため、固定資産台帳等の情報の利用提供を可能とされているところであります。市町村が不明土地対策を作成し、計画の作成や施策の実施に必要な協議を行うため、推進法人や地域の専門家を構成員とする協議会を設立することができるとされております。所有者不明土地利用円滑化推進法人を市町村長が指定できる制度であります。

利用促進のため事業等を実施するとともに、市町村長に対して計画の作成の提案、管理不全土地の管理命令等の政策要請を行うことは可能としております。土地推進連携協議会の開催というところで、所有者不明土地連携協議会は全国で10地区ほど設立されており、1つ目には、所有者不明土地法に基づく制度の運用の支援、そしてまた、空き地活用の事例紹介とか未利用土地の利活用推進、そして空き家、管理不全土地対策などを図るための情報提供もはまっております。そしてまた、市町村職員に対する相談窓口の設置や相談会の開催等が、令和4年の改正から全国で27市町村で所有者不明土地対策計画が策定するように聞いております。

そういう中で、今後、土地基本法の改正により、所有者不明土地に対して市町村長に今まで以上に権限が与えられており、例えば広場とか防災倉庫、太陽光発電など、公共の利益のためであれば利用が可能とされています。

今後、本町にとっても町道、農道をはじめ、インフラ整備を進めていく上で、所有者不明土地は空き家問題とともに官民連携で取り組むべき課題かと思われそうですが、最後に町長の見解をお伺いいたします。

○大西樹議長 建設土地改良課長、川原涼二君。

○川原建設土地改良課長 失礼いたします。松下議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

まず、所有者不明土地ということでございますが、まずその定義といたしまして、当該地について所有者が分からない土地、または所有者が分かっているにもかかわらず所在が不明で所有者に連絡がつかない土地というのが該当地ということになるかと思えます。

そういった土地が公共事業にかかった場合には、先ほどおっしゃられていた協議会などがありましたら、県の収用委員会等を通さずとも、手続を簡素化して収用ができるというような制度のことをおっしゃっておいでるのかなと思うんですが、現在のところ、そういったような土地については、公共事業に係るものについては、当方では把握しておらないというのが現状でございます。

相続者の方がたくさんおいでる、また、遠方においでる等というのはございますが、それについては、所有者不明土地には該当しないものと考えております。

ですので、そういう案件がこれから議員おっしゃるとおり多く現れてくる可能性がございますので、そういった協議会については、これから設置の有無、また、効果について検証して、設置の検討を進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 ありがとうございます。今、課長が言われましたように、この制度自体がまだ改正されても年月も浅いところでありまして、表現的にも十分でないところもあるかと思っております。そういうところでもありますけど、今後、こういう問題は起きてくるかと思っております。空き家をはじめ、こういう不明土地について十分に検討し

ていただき、今後のまんのう町のインフラ整備、そしてまた、農道、町道等に支障がないように進めていただきたいと思います。

その点について、今後、十分に協議をお願い申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

3番、鈴木崇容君、1番目の質問を許可します。

○鈴木崇容議員 皆さん、こんにちは。放送をお聞きの住民の皆様並びに議会傍聴にお越しの皆様、ありがとうございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を進めたいと思います。

先月、2月24日に四国最大級のあなぶきアリーナ香川が完成いたしました。昨日も町長が3月議会開会の御挨拶にも言われました県立アリーナです。約202億円をかけ建設され、一昨日はこけら落としのサザンオールスターズのコンサートが行われました。私もキッチンカー協会の仕事の関係上、少しのぞかせていただきました。とても広い空間で、デザインがすばらしく、また、白い屋根が特徴的で、中は大盛り上がりでした。今後も香川県の中心となり、香川の活性化のために利用・活用というものをしていただきたいものです。

また、香川県議会でも、2月定例議会のほうで総額約4,967億円の新年度一般会計当初予算案が出ていました。過去20年で最大規模の額だそうです。

そして、まんのう町でも、昨日、令和7年度の町当初予算、一般会計と特別会計を合わせた総額180億2,650万円と発表されました。大変巨額のお金の使い道をしっかりと精査して、また、付託されている案件だけではなく、全体を通してしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

それでは、一般質問に入りたいと思います。今回は大きく2つの質問をいたします。1つ目が、「防災」注目される災害時の対応と課題、そして2つ目が、農業の今後の支援と戦略はです。それでは、よろしくお願いいたします。

「防災」注目される災害時の対応と課題。

近年、繰り返されるあらゆる災害、今もなお消火活動が続いている岩手県大船渡市での山林火災、これも一つの災害であります。違いは人的災害なのか天災による自然災害なのかどちらかです。今回は特に地震災害（自然災害）、そちらを考え、対策、準備、手順をどのように行っているのか、整っているのか、教示していただきたいと思います。

1つ目、対策です。2024年3月議会に防災を踏まえた町独自のアプリの作成をお願いいたしました。その後の状況は、そして、どのように理解が深まったのかをお聞かせいただきたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の、2024年3月議会に防災を踏まえた独自アプリの作成の

進捗状況についてお答えいたします。

大規模災害時には、災害対策本部と災害現場や避難所で対応する職員の情報共有や収集が必要不可欠であります。現在、職員の安否確認や災害対策本部から職員へ情報を発信する手段として、安否コールというアプリを使用しています。このアプリを自分の携帯電話にインストールし、登録することで、大規模災害時でも気象庁からの災害情報の受信や職員の安否確認をはじめ、本部からの指示・連絡が可能であります。また、年1回、全職員を対象に安否コールの確認訓練を実施しております。

また、令和6年3月議会の一般質問において、鈴木議員より町独自のアプリケーション作成について御質問があり、その際、一般回線が混線・通話不能状態となった場合に活用できる携帯電話会社独自のアプリを搭載したスマートフォンの導入を検討すると回答させていただきましたが、この件につきましては、令和6年5月に町長をはじめ現場対応に当たる職員を対象に25台の導入を完了いたしました。

なお、今年度整備を進めております統合型GISにこのスマートフォンで撮影した災害現場の写真を直接掲載することができ、町民がリアルタイムの状況を閲覧できるよう整備を進めているところでございます。

町独自のアプリケーションについては、東かがわ市など、他の自治体を参考に、防災に限定するものではなく、平時から町民が利用できるような利便性が高いアプリの導入を初期費用やランニングコストを含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 分かりました。令和7年度の町長の施政方針の中でも、公開型GIS（通称まんのうマップ）、先ほど言われましたようにインストールをする、また、デジタルを活用するということが言われておりました。

今日の10時ですかね、ホームページのほうもリニューアルされて、先ほど見せていただきましたが、すばらしく変わっております。

スマートフォンからでのアプリというものは、ホームページにポータル的に使えるように、必要なものだけをリンク、また、アイコンを貼り付ける、集約化するアプリの活用というものです。そういったものを今後続けていただいて、住民の方が携帯電話で全てがリンクできて、相手先にすぐつながるようなことをしっかりと考えていただきたいと思います。

また、そこでもう一つ御質問ですけども、今回、リニューアルされましたホームページですが、これは恐らくですけども、耳が聞こえる人が前提、また、目が見える人が前提でつくられていると思います。まんのう町は福祉の町ですので、できれば、もしできていないのであれば、今後、音声の流れたりテロップが流れたりの対応ができる、こういった課題というものもしっかりしていただきたい。もちろん障害者の方というものはパソコンの中に読み上げ機能とか、そういった機能というものも入っていると思うんですけども、

まんのう町が率先してそれを入れていただくということを、今後、またDX推進室と企画政策課が統合する可能性があるのであれば、そのときにでも進めていただけることをお願いできますか、そのお考えを御教示ください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木委員さんの再質問にお答えいたします。

先進事例等もあろうかと思しますので、十分調査研究して、前向きに取り組んでいきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。よろしくお願いいたします。

では、次に進みたいと思います。

まず、準備です。備蓄品の数、空調設備のある避難所とされるところで、公民館や文化ホール、体育館、最大で何人の避難ができるのか、各場所にて最大避難数、また、各場所に備蓄品とされるものはどれだけあるのか、数についてお聞きいたします。

どこが避難場所かというのは大体住民の方も日頃の防災訓練等で分かってきています。しかし、ここの施設が最大の収容が何人かとか、避難が何人できるのかとか、プライベート空間、そして生活する間仕切りのあるパーティションを広げたとしての、生活ができるとしての数というのをお聞かせください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの、避難所の最大避難者数、避難所の備蓄品の数などについての御質問にお答えいたします。

災害時の避難所につきましては、現在、まんのう町内に28か所の避難所があり、地域防災計画では、南海トラフによる最大規模の地震の場合、町全体で420人の方が避難すると想定しております。

また、国が基準とする1人当たりの面積から算出した場合、まんのう町内の避難所全体では約8,600人分の避難者の受入れが可能となっております。

具体的に空調設備の整った主な施設の避難可能人数としましては、スポーツセンターまんのう体育館が1,446名、琴南公民館が681名、仲南小学校体育館が367名となります。計算方法としましては、その避難所の面積を1人当たり3平方メートルで割った数値となっておりますが、現実的には通路等の確保など、状況によって人数が変わってくる可能性があります。

そのほか空調設備が整っている小学校の体育館などがありますが、今後、吉野体育館、旧仲南北、西、東小学校体育館、旧琴南中学校体育館などに、順次、空調設備を導入予定といたしております。

次に、備蓄品につきましては、まんのう町内の避難所12か所に発電機や毛布、軽食、保存水など11品目を分散して保管しております。主に全体でタオルが6,500枚、毛布が1,060枚、保存水が4,620リットル、アレルギー対応の保存米が1,000

食、クラッカーが2, 160食、生理用品が1万3, 188枚などであります。

なお、スポーツセンターまんのう横にある防災倉庫には、町の毛布180枚、簡易トイレ350個、幼児・大人用おむつ600個、生理用品288枚のほか、県の備蓄品として米、パン、菓子類、水、おむつなど、1, 000を超える備蓄品がありますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。今、出していただいたデータというものを、各施設にイラストなどをつけて配布してください。今、町長が読み上げられただけではちょっとついていけなかった部分もあると思いますので。

体育館とかそういった施設というのは詰め込んだ収容人数ではなく、やはり生活できる空間の数、これが大事だということです。災害時、避難された方は、そこからが避難所生活となります。ですから、データの配布などを各施設によりしくお願いいたします。

次に進みます。手順です。マニュアル。まんのう町で災害発生時から役場職員のマニュアルをつくっているのか、連絡先や連絡事項や誰が連絡するのか、誰がどこの配置係か、各自が把握しているのか御教示ください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの、災害発生時からの役場職員マニュアルをつくっているのか、各自が役割を把握しているのかとの御質問にお答えいたします。

災害発生時の職員向けマニュアルにつきましては、携帯版のまんのう町職員災害初動マニュアルを作成し、全職員に配布しております。また、台風等に伴う出水時期には、第1次配備から第3次配備までの全職員の割当表及び避難所当番表を総務課で作成し、事前に周知しております。

なお、招集の連絡につきましては、被災状況やまんのう町が発令する避難情報の段階ごとに所属課長が行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。なぜこのようなことを聞いたかと申しますと、能登半島地震のとき、後から聞きましたが、行政内でも、向こうでもマニュアルはあったそうなんですけども、啓発があまりできていなかった上、携帯電話というものが使えなかった、また、動きが取れなかったと正直言われていました。まんのう町ではこのようなことがないようにしていただきたい。

そして、先ほど災害時の携帯電話も用意してくださっているということなので、少し安心しましたので、これで終わります。

次に進みます。②番、昨年の記事にもあった防災備蓄導入の補助、本町はどのように考え、戦略を立てているのか、また、災害対応の町も管理ができる備蓄品のストックヤードなども考えていただきたい。これは南海トラフ地震対応型、この2点について少しお聞きます。

2024年11月10日の四国新聞にて、政府が災害時に設置する避難所の環境改善に向け、全国の自治体に対して水洗式の便器を備えた移動式のトイレやキッチンカーなどの防災備蓄品の導入費用を補助するとありました。本町はこの2つをつくるお考えがあるのか、もう既に他の市町では計画を立てたり導入に動き出している市町もあります。

また、備蓄品の中でも本当にありそうでないものが食品だそうです。非常食です。特に今、注目されているのが復興常備食というものです。いわゆる冷凍食品であり、湯煎や自然解凍でも食べられて、食器の要らないごみが最小限の常備食です。このようなものを備蓄品としてローリングストック方式で保管したり、移動式のトイレカーやキッチンカー等の保管をできたりするストックヤードを造っていただきたいと思います。この2点についてお聞きします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の、防災備蓄品導入補助を活用した移動式トイレ、キッチンカーの購入の考えは、また、災害対策用の町で管理する備蓄品のストックヤードの建設を考えてほしいとの御質問にお答えいたします。

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度では、防災分野について、避難所の生活環境を抜本的に改善し、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援するメニューが創設されております。交付金の上限が4,000万円で、補助率が2分の1であるため、事業費の上限が8,000万円となりますが、申請できるのが一度限りの事業であるため、申請メニューについては、現在、県内外他市町の状況を把握しながら慎重に検討しているところでございます。

移動式トイレカーやキッチンカーにつきましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金での購入が可能ですが、平時の置場や維持管理についてなどの課題があり、その他の避難所整備も含めて慎重な検討が必要となります。

移動式トイレカーにつきましては、緊急防災・減災事業債の対象の事業となり、こちらは事業費に対して70%交付税措置があり、新しい地方経済・生活環境創生交付金を利用するより有利な条件で購入することができます。そのため、移動式トイレを購入する場合は、緊急防災・減災事業での購入が最善であると認識しております。

災害対応用のキッチンカーにつきましては、購入するのか、もしくは県や近隣自治体と協力し、キッチンカーの共同運営を行うかなどを、今後、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、ストックヤードの建設についてお答えいたします。

まず、町が災害対策用備蓄品のストックヤードを新たに建設する際には、3つの重要なポイントがあると考えております。1つ目は、災害時の物資供給を考慮した適切な場所の選定、2つ目は、効率的な備蓄・管理方法の確立、3つ目は、財源確保や民間連携の活用であります。その上で具体的に考えますと、現状の備蓄体制についての確認において、現在の備蓄品の保管場所とその容量は十分であるか、物資の更新・管理体制は適切に行われ

ているかなどを評価すると同時に、ストックヤード建設の必要性の観点からは、避難所や地域防災拠点への供給の迅速化のための分散備蓄の重要性、災害発生時の物流停滞を考慮した備蓄の充実などを認識した上で、具体的な計画を立てるべきであると考えております。

計画では、建設場所の候補として公共施設の空きスペース、学校や公園内、民間施設との協力などを考えなければなりませんし、保管する備蓄品の選定といたしまして、飲料水、食料、毛布、簡易トイレ、発電機、衛生用品など、あらゆる災害対応物資を考えておかなければなりません。また、管理方法については、自治体主導なのか、民間企業との連携を図るのかについても重要な点であると考えております。

次に、先進自治体の事例といたしましては、東京都において、帰宅困難者対策として駅周辺に備蓄倉庫を設置しており、神戸市では、阪神淡路大震災の経験を踏まえ、大規模な備蓄倉庫を整備しています。また、静岡県では南海トラフ地震を想定し、自治体と民間が協働で備蓄を進める「共助型ストックヤード」を整備しております。

当町としましては、先進自治体の事例を参考にしながら、先ほど述べましたポイントを押さえつつ、今後、建設計画策定に向けて鋭意研究と検討をまいりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 分かりました。これが先ほど言われました防災備蓄導入の補助に使える国の補助制度です。新しい地方経済生活環境衛生交付金のものです。これはデジ田交付金の活用の一つです。令和7年当初予算では2,000億円が計上されております。補正予算でも必ずまた出てくると思います。こういった交付金、使わない手はないと思います。とはいえ、移動式のトイレカーやキッチンカー、また、ストックヤード、そういったもので、先ほど町長の答弁にも言われましたように、一度この交付金を使えば2度目がないと、使えないのがこの交付金制度です。ストックヤードに使うほうがいいのか、トイレカーに使うのほうがいいのか、キッチンカーに使うのほうがいいのかというのは悩めるころだと思えます。

そこで、お聞きします。今の時代、単独でストックヤード、箱物を造るのは慎重に判断と検討をしなければいけないと思います。ですから、トイレカーやキッチンカーなど、こういった緊防債を使ったりとかのソフト事業、そしてストックヤードなどのハード事業、また、これを2つプラスして考え、広域連携で2市3町、中讃広域での事業として、まんのう町の発信で、町長から丸亀、善通寺、琴平、多度津に声がけして、相談をしていただけるのかをお聞きします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの、ストックヤードを中讃広域で建設するなどの考えはあるのかとの御質問にお答えいたします。

ストックヤードの建設につきましては、規模にもよりますが、多額の建設費用がかかります。補助金や起債などを活用する方法も考えられますが、1つの町で建設するのは財政

的負担が大きいと思われます。ごみ処理や情報センターなども共同で運営している中讃広域2市3町で取り組むことで、スケールメリットや財政的負担の軽減が生まれると考えますので、今後、構成している丸亀市や善通寺市などの防災所管課と協議を始めて、共同で取り組むことが可能であるか検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。ぜひともこの交付金事業を使わない手はないので、2市3町の広域連合、そういったものでローリングストック型の防災備蓄ストックヤードを造っていただけるように、建設に前向きに考えていただきたい。広域で考えれば、先ほども言われましたように、ランニングコストも人口割等で安くなります。よろしくお願いいたします。町長、伏して伏してのお願いです。よろしくお願いいたします。

次に進みます。3番目、令和5年3月議会での一般質問でお聞きした自主防災組織の推進と取組方について、進展・進捗状況をお聞きします。

まず一つ、令和5年3月からどのくらい自主防災組織が立ち上がったのか。

2つ目、町として自主防災組織が立ち上がっていないところにどのように声がけをしたのか、また、何回お話、講座等を行ったか、成果と結果もお聞きしたいです。

3つ目、今後どのように住民に進めていくのか、方針と対策もお聞きします。お願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの、令和5年3月からどのくらい自主防災組織が立ち上がったのかとの御質問にお答えいたします。

自主防災組織の結成・活動につきましては、地域住民による自発的な災害活動を行う自主防災組織の育成推進を図り、災害に強いまちづくりに資することを目的として、自主防災組織育成推進要綱及び自主防災組織育成事業補助金交付要綱を定め、地域の防災活動や防災資機材の整備に対して補助を行っております。

昨年の3月からは1つの自主防災組織が高齢化等の理由から解散しておりますが、新しく1つの自主防災組織が結成されており、現在、39の自主防災組織と連合自治会単位で4つの自主防災組織連絡協議会が結成され、鋭意活動されている状況でございます。

次に、町として自主防災組織が立ち上がっていないところの声かけや、何回講話や講座をしたのかとの御質問にお答えいたします。

まず、立ち上がっていないところの声かけとしましては、昨年も自治会の会合に行き、自主防災組織の必要性や補助制度などの説明を行っております。今後とも未結成地区には、随時、声かけを行うとともに、広報誌や町政懇談会などによる啓発を継続してまいります。

次に、本年度、防災アドバイザーによる防災講座は公民館や自治会館で計21回実施し、延べ590名の参加があり、防災訓練としては計4回、延べ720名の参加がありました。今後とも継続的に実施をして、災害に強いまちづくりにつなげていきたいと考えておりま

す。

次に、今後、どのように住民に進めていくのか、方針と対策はとの御質問にお答えいたします。

まず、本年度の具体的な自主防災組織への補助・助成金ですが、コミュニティ助成につきましては、10分の10補助、上限200万円で、現在、1つの防災組織へ大鍋セット、アルミ製車椅子、発電機などを助成しております。

次に、自主防災組織の補助金といたしましては、3分の2補助、上限40万円で、現在、訓練用ゼッケン、のぼり用ポール、小型発電機、消火器などを助成している状況であります。

このほかに、本年度はまだ助成がありませんが、大型の備蓄倉庫やチェーンソー、水中ポンプ、テントなども助成金の対象となります。

このような有利な備蓄品等の助成について、自主防災組織を結成すれば受けられることをいまだ結成していない自治会や多くの住民の方に知っていただき、今後、1つでも多くの自主防災組織が結成されると同時に、防災意識の高まりを期待するところでもあります。

そのため、先ほども申し上げましたが、自治会の会合においての声かけ、制度説明をはじめ、広報誌や町政懇談会などによる啓発のほか、防災アドバイザーによる住民団体や小中学校への防災講座を継続的に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 よく分かりました。今後も自主防災組織が立ち上がっていないところの啓発活動、その他の助成などを引き続きよろしくお願いいたします。

これで1問目の質問を終わります。2問目の質問に入ります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。続いて、2番目の質問を許可します。

○鈴木崇容議員 続きまして、2問目の質問に入ります。農業の今後の支援と戦略はについてお聞きします。

農業には攻めの農業、守りの農業があると思います。攻める農業政策としては大規模化、法人化、事業の多角化、デジタル技術の導入化、国産農産物を効率的にあらゆる農業収入を上げるために稼ぐ経営戦略があると思います。付加価値のあるものを出す、これがまさに攻めの農業だと思います。

今日、私が特に申し上げたいのは守りのほうであります。タブレットのほうにも載せております。また、紙ベースでもお渡ししております。農林業センサスのデータをタブレットのほうでも見てください。赤色で示しているのが全国のデータの数値、真ん中の香川は緑で県の数値、そして青色がまんのう町の数値であります。

令和2年農林業センサスのデータでは、香川県の農業経営体1万6,459の経営体、まんのう町では1,107の経営体があります。そのうち家族経営体（個人経営体）は1,077経営体と、いかに家族経営体、個人経営体農業者が多いのか、小さな力で頑張っ

いるのかが数値化で見ると分かると思います。

小さな農家は日頃より大変な戦いを強いられています。収入が少ない上に、物価の上昇により肥料や燃料代、そして飼料に資材と、さらには天災、自然災害に農作物の災害と、このような状況と日々闘っております。農家さんの中にはこのように言われている方がおられました。私はもう機械が壊れたら辞めるんやと、そういった農家の方が多々おられます。

そこで、お聞きします。農業の個人経営体、個人農業者、家族経営農家、兼業農家ですね、こういった方々に対して補助事業、さらには担い手への支援対策をまんのう町として拡充できないかをお聞きします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木崇容議員の、農業の個人経営体（個人農業者）に対しての補助事業、さらには担い手への支援施策を町として拡充できないかとの御質問にお答えいたします。

現在、国では今後の農政を示す「食料・農業・農村基本計画」を策定中です。令和7年1月22日に公開されました計画の骨子案を確認してみますと、主要テーマである農村の振興の中に地域の共同活動の促進として多様な者の参画が盛り込まれております。

こうした流れを鑑みますと、これまでの「担い手」中心の農業政策から、市町が策定する「地域計画」に「農業を担う者」として登録される方々を加えた農業政策に発展するものと考えております。

また、香川県が独自に多様な農業人材への支援として「多様な農業人材認定制度」が令和6年度から創設されました。支援事業の内容を申し上げますと、市町が策定する地域計画に「農業を担う者」として位置づけられ、「多様な農業人材経営計画の認定」を受けた方に対して、経営発展に必要な営農用機械や施設の整備を支援するといった内容でございます。助成額につきましては、事業費の3分の1で、内訳は香川県が事業費の6分の1、市町が同じく6分の1で、上限額が事業費200万円となっております。

今後、食料・農業・農村基本計画が策定され、担い手だけでなく、非担い手農家への支援メニューは適宜示されると思いますが、「多様な農業人材認定制度」のような一部が県負担、一部が市町負担となる補助事業などの予算が適正に確保できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 これ、先ほど町長が言われました制度、タブレットのほうにも載せておりますので、見ていただきたいと思います。

私もこの制度、前々から拝見させていただいております。これは県がやられている制度だと思います。御答弁の中では県が6分の1、町が6分の1と言われましたが、私の認識している中では、農協さんのほうも6分の1で、上限は200万円の2分の1が補助対象だと聞いておるのですが、その辺りについてお聞きします。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 それでは、所管課である農林課から、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

確かに令和6年度の補助金につきましては、JA香川県さんも同様の6分の1を補助しておりますが、あくまでも民間事業者ということで、今回の公費の中の答弁には町長は申し上げておりませんでした。以上です。

○鈴木崇容議員 ということは、あるということ。

○藤原農林課長 6年度はありました。

○鈴木崇容議員 7年度はない。

○藤原農林課長 7年度は確認できておりません。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 昨年の9月からこの制度は始まっているとお聞きしております。令和6年度は農協さんのほうが6分の1の補助を出していただいているのであれば、町のほうからも働きかけて、お願いのほどしていただきたいと思います。

しかし、この制度の中というものには少し欠点、問題点があるのかと思います。まず1つ目が、地域計画として位置づけられていること、または位置づけられていることが確実と見込まれるものという縛りであります。しかし、これに関してまんのう町は何の心配もなく、安心できております。これはまんのう町の農業委員会が農地の地域計画や農地基盤強化法、そしてWCSの栽培と、すばらしい活躍と仕事をされておられるおかげで、そういったもので、まんのう町の農業委員会は県下でもナンバー1の農業委員会であると認識しております。ですから地域計画に関しては何の問題もないと思っております。しかし、ほかの地域ではこれが大きな縛りとなるということです。

また2つ目が、農業用機械の購入です。つまり農機具です。農機具が新品で購入でなければならないという条件です。現在、まんのう町の個人農業者、家族経営農家、兼業農家の方はかなりの高齢者の方が多いのが現状です。そんな農家の方からこのようなことも聞きました。もうわしや今から新品を買う元気やないと、新品の金額を聞いたらしんどいわと、そういったことを言われていました。なぜ中古の農機具購入が駄目なのかという問題点です。

そしてもう一つ、これが一番の問題点なのかなと思います。特にこの制度の認定に申請者側の手間がかかるというところです。これが大きな問題点だと思います。農業者の方というのは役場の農林課には来られると思います。でも、そこから善通寺の香川県中讃農業改良普及センターに行ってくださいとか、認定を受けた後も、普及センターで何を買うのか面談を受けるとか、そういったことが非常に苦になるというお話も聞きました。ですから、認定を受けてからやはり手間がかかるという点です。おまけに年間を通して申請ができない。春と秋の時期だけです。農業者の方は自分のところの農業の時間の余っているときに農林課のほうに来ると思います。そういったときに対応していただけなかったという声も聞きました。ですから、その方も制度があってないようなもので、形だけの制度にし

か見えないと言われる原因になるのだと思います。これももっと農林課で事前に予約対応ができないのかというのがあります。

そこで、いま一度、御確認を兼ねてお聞きします。町内の個人農業者、家族経営農家、兼業農家の方は、自助、自力ではどうにもならない状態になっています。これはまんのう町の最重要課題ではないのかと思います。まんのう町はこの農業者の方々を救う手だてを考えますか。意気込みと戦略をお聞かせください。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 それでは、失礼いたします。このたびの再質問にも所管課である農林課からお答えしたいと思いますが、まず整理させていただきますと、町長の答弁の中にもありました、まずは地域計画のお話をさせていただきます。

地域計画の中で地域の農業を担う者として登録された人数ですけれども、既に昨日から閲覧できる状態になっておりまして、公告2週間で2週間後に完了公告という予定にしておりますが、人数で申し上げますと1, 178名、農林業センサスの経営体よりも若干多いと、100人ほど多いという形を取っております。というのも、まんのう町は全ての農地を地域計画の中に盛り込んでおりますので、人数は若干多くなっているということになります。

それと、中古機器の購入に対する補助に関しては、県内の農業委員会で組織する香川県の農業会議という組織体がありますが、昨年8月に令和7年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見ということで、香川県知事に対して意見書を提出しております。その中にも、まんのう町だけでなく、ほかの市町からも、中古機器の購入に対して補助できないかという要望があるということで、中古またはリースの器具への導入補助についての項目が盛り込まれております。これを受けて、香川県もしくは国が何らかの方針を示してもらえるものと考えております。

中古機器に対して補助がなかなか難しいという理由の一つに挙げられるのが、まず、農機具の耐用年数でございます。平成20年の税制改正によりまして、法定耐用年数が主要な農機具は一律7年間となりました。ということは、7年間たった農機具は資産価値としてはゼロということになります、法的にはですね。使えるんですが、ゼロになると。その資産価値がないものに対して公費で補助するということになると、一般的な農業用資材に対する補助するようなイメージになってしまうので、その辺の線引きが非常に難しいのかなというのが一つありました。

それともう一つは減価償却というのも絡んできますし、何らかの、どこかで線引きをしなければいけないだろうと思うのと、あと耕作意欲があって、農業所得を上げたいという方については、先ほど町長も申し上げましたとおり、多様な農業人材の認定を受けて、機械を導入しませんかというような制度を利用させていただきたいんですが、中には粗放的農業という考え方もありまして、いわゆる粗放的農業というのが、労力とかコストをかけずに農地を利用するという方法があります。ただ、この農業の方法ですと、生産性が低く、

経済的な影響があるということで、持続可能性の問題があります。というのは、所得が上がらないから、多くの農地を耕作していても、所得が上がらないから手放してしまうというような問題点がありますので、やはりこの辺の調整も非常に難しいとは思いますが、これから、先ほど申し上げた、まんのう町には7地区の農業に関する地域計画がございますので、農業者座談会は継続的に行っていき、その地域の農業課題を吸い上げていって、必要な措置は当然しなければならないと考えています。

それとあと、予算的な措置がちょっと遅れ遅れになって、すぐ対応できないというお話がありました。というのは、ちょっと金額的に農機具が高いものが多いものですから、やはり来年度予算に計上するという形を取らざるを得ません。補正予算でいけるところもありますが、ある程度、金額が大きくなりますと、次年度予算に計上して、議会に承認をいただいて、執行するということをしなければならないと思います。

あと申請者の手間がかかるということですが、やっぱり営農計画というのは確認させていただかざるを得ません。最低でも5年間、どういう経営手腕をもって農業所得を上げていくのかというのはヒアリングをして、確認させていただいて、足りない部分は専門的な支援員からのアドバイスをいただくということにさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 なかなかいい返事を聞けないものですね。補助に関して、また予算というものは、そういった行政的なものというのは、この問題、農業者が昨日、今日、困っている状態ではないんです。何年も前から困っている状態なので、手続上、来年になるとかいうのではなく、早急に考えていただかなければならない問題だと私は思います。県ではなく、まんのう町でもこの補助を考えていかなければならない。そして、ここで町長にお伺いします。

農業での生産というものは、これは日本全国でも4割が中山間地域で生まれています。中山間地域での農業ができなくなったり、まんのう町を含め、非常に苛酷な場所ですので、全体的に農業者の数が減り、潰れたら、総農業生産というものが一気に4割減ります。現在の38%の食料自給率というものが落ちます。そこから考えれば、いかに中山間地域の農業者を守らなければいけないかが分かるはずです。食料・農業・農村基本計画にもしっかりと書かれています。規模の大小にとらわれず、個人経営を含めた意欲のある担い手を育成確保していくことが重要であると記載されています。

町長、現在、まんのう町には中古の農機具購入の補助など、また、新品の補助などというものがありません。中山間地域の個人農業者はこういうことが非常にうれしいんです。ぜひともやっていただきたい。

そして、間もなく令和7年度の農林業センサスのデータが出てくると思います。先ほど、タブレットの中にも入れている、このデータというものは令和2年のもの、個人経営体がまんのう町で1,077、恐らくこれは大幅にまんのう町の個人経営体は減少すると思わ

れます。法人とか先頭を走っている農業者ばかりでなく、一番後ろで頑張っている個人農業者をしっかりと考えてほしいと思います。その点について、町長の意気込みをお聞かせください。

○大西樹議長 農林課長、藤原道広君。

○藤原農林課長 失礼します。まず、所管課である農林課からお答えしたいと思います。鈴木議員おっしゃるとおりかと思います。いわゆる中核を担う認定農業者だけではまんのう町の農地を今後守っていくことは当然難しいと考えております。この間の農林業センサスの結果が示される前に、地域計画の座談会の中で地域の農業を担う者として登録させていただく人数は先ほど1, 178名となりました。農林業センサスの数字はこれよりも大幅に下回るものと思っています。

なぜこういうことになるかという、農林業センサスの調査客体というのは、客体そのものが制限をかけられておりますので、その客体の方が離農された場合はカウントされないということになりますが、自治体として零細ながら農業を営んでいる人は当然おいでますので、この地域計画の登録者の中にはそういった方も含まれているというふうに御理解いただけたらと思います。

それと、中古機械の導入に際しては、やっぱり予算の確保というのが当然一番になります。財源をどこから出すのかということになりますので、それについては今後も調査研究を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの質問にお答えいたしたいと思います。

中古機械また新品の機械等について、いろんな多様な人材を求めるために補助を出してはということですが、先ほど課長からも話がありましたように、財源等も含めて、他の市町、また、先進地等もあれば十分調査し、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大西樹議長 3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。しっかりと調査研究をしていただきたいと思います。

農林課課長、まんのう町の農業委員会はすばらしい結果を残してくれています。地域計画を進めて、また、農地基盤強化法、WCSの栽培と、農業委員会がここまで頑張っているのに、町の事務局となる農林課がもうちょっと頑張ってくれないと駄目だと思います。ぜひとも真剣に検討してください。上限の金額を決めるとか、中古農機具購入のみ対象とか、多方面から考えていただかないと、今、本当に新しい農林業センサスデータで出てくる個人経営体というものが本当に潰れてしまいます。よろしくお願いいたします。

以上で、私の3月議会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、3番、鈴木崇容君の発言は終了いたしました。

一般質問の途中ではございますが、ここで休憩を取りたいと思います。2時50分まで

よろしくお願いします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時50分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

5番、京兼愛子君、質問を許可します。

○京兼愛子議員 本日、最後の一般質問になりましたけど、皆さん、最後までよろしくお願いします。一般質問の通告の許可を議長よりいただきましたので、独り暮らしの高齢者が安心・安全に過ごせるように、防犯対策等の町補助金事業を優先的に実現することを求めるについての質問をさせていただきます。

国立社会保障研究所が発表した都道府県世帯数の将来推計によりますと、2050年には全世帯に占める独り暮らしの割合が、香川県など27都道府県で40%を超え、60歳以上の高齢者が独り暮らしになる割合が、香川県を含む32都道府県で全世帯の20%を上回るという推計が出ています。1世帯の平均人数は34都道府県で2人未満、未婚者の人が増え、少子高齢化で一緒に住む家族の人数も減るため、地域社会で孤独や孤立を生まない支え合う体系の整備がより一層課題になってくると思います。

今年度、まんのう町の65歳以上の独り暮らしの高齢者世帯数は何世帯なのかお示ください。

また、近年、闇バイトが横行して、高齢者住宅に押し入り、金品や命を奪う事件の発生が報道され、高齢者にとって夜間になると特に不安が高まります。中讃地区でも高齢者住宅の窓のガラスを壊して侵入し、現金を盗んだり、空き巣被害が横行して、高額の被害が出ていて、容疑者を逮捕しても容疑を否認していることが多いようです。

まんのう町でも不審者情報や不審な手紙など、毎日、落ち着かなく、夜になると特に不安になり、熟睡できないことがあり、琴平警察署に相談している方もいて、夜間パトロールを実施していただきました。

不審者から身を守るため、防犯カメラの設置や警備保障の契約などをして、安心・安全の日々を送りたいと思っても、年金生活の独り暮らしの高齢者にとっては高額なため、諦めなければならないのが実情です。

12月定例会の一般質問で、白川正樹議員が個人の住宅にも防犯カメラを設置する場合の補助金を求めましたが、町長は近隣市町の動向を注視しつつ個人を対象とする補助金を検討したいという答弁をなされていました。

今現在、まんのう町においては、防災を中心とした安全対策事業は進んでいると思いますが、防犯対策事業に関しては未知数のように思います。特に独り暮らしの高齢者にとって必要だと考えております。

3月の広報まんのうと一緒に2025年保存版暮らしの便利帳まんのう町が配布されま

した。高齢者福祉事業として9サービスの名がありました。そして、福祉タクシー券補助事業、あいあいタクシーなどがありますが、その中の福祉タクシーきぼうから福祉タクシーの撤退の申込みがあり、高齢者にとってはますます不便になり、満足するには程遠い現状になります。本町として対策が急務だと考えられます。

今回、私は暮らしの便利帳まんのう町に記載されていない防犯対策事業としての防犯設備購入費用等の補助金対象を個人の住宅よりまずは独り暮らしの高齢者の方から実施し、安心・安全な日々を送っていただくように対応してほしいと願って提案することにしました。御答弁よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼議員の、今年度、本町の65歳以上の独り暮らしの高齢者世帯数は何世帯かについての御質問にお答えいたします。

令和7年2月18日時点における住民台帳の登録では、全世帯7,484世帯のうち、65歳以上の独り暮らしの世帯は男性564世帯、女性1,133世帯、計1,697世帯、22.7%となっております。

しかしながら、この数値は福祉施設や介護施設に入所している方、家族と同一敷地内に住んでいるが、世帯分離をしている方も含まれますので、あくまでも住民基本台帳上の数値であり、一概に1,697世帯が65歳以上の独り暮らしの世帯とは言い難いところがございます。

そこで、令和2年に行われました国勢調査を見てみますと、全世帯数が6,521世帯のうち、65歳以上の独り暮らしの世帯数は1,021世帯、15.7%となっており、住民基本台帳上の数値より676世帯少ない数となっております。この数値1,021世帯が実態に近い数値と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、独り暮らしの高齢者の防犯対策に係る補助金についての御質問にお答えいたします。

近年、高齢者を狙った強盗事件が全国的に増加しており、本町としてもこうした犯罪を防ぐための対策を講じる必要性を強く認識しております。高齢者が安全・安心に暮らせる環境を整えることは、町政において極めて重要な課題であると考えております。

まず、本町ではこれまで地域の防犯力を高めるため、防犯灯の設置や防犯パトロールの強化、町民の皆様への防犯意識の啓発活動を進めてまいりました。

しかしながら、近年、犯罪の手口はより巧妙化しており、これまでの取組に加え、新たな防犯対策の検討が必要であると考えております。

御提案の個人宅への防犯カメラ設置支援につきましては、プライバシー保護の観点や町の財政的な側面も踏まえ、慎重に検討する必要があります。他の自治体の取組事例や県・国の補助制度の活用も視野に入れながら、実現可能な支援策について調査を進めてまいります。

また、現在、自治会単位での防犯カメラの設置であれば補助金制度がございます。地域

ぐるみで防犯力を高めることも有効であると考えますので、ぜひ活用していただければと思います。

次に、防犯カメラだけではなく、今すぐできる防犯対策というものがあります。

1つ目に、在宅時でも必ず鍵をかけることです。これは就寝時や昼間の在宅中でも玄関や窓の鍵を確実に施錠すること、特に浴室やトイレ使用時など注意が散漫になりやすい場面では、施錠を習慣づけることであります。

2つ目は、帰宅時に周囲を確認するということです。これは家の周囲や駐車場に不審者がいないかチェックすることと、車で帰宅する際は、すぐにドアを開けずに、安全を確認してから降車することです。

3つ目は、訪問者には不用意にドアを開けないことです。これはインターフォンやドアスコープを利用し、相手の身元を確認することと、宅配業者を装った詐欺や強盗もあるため、不審に思ったら対応を控えることです。

4つ目は、合い鍵を他人に見せたり、外に置いたりしないということです。これは玄関周辺の植木鉢や郵便受けの中に合い鍵を隠さないことと、予備の鍵は信頼できる家族や友人に預けるか、鍵の保管ボックスを利用することです。

5つ目は、大金は自宅に置かないこととあります。これはなるべく銀行などの金融機関を利用し、自宅には多額の現金を置かないことと、急な出費に備える程度の現金だけを保管し、防犯意識を高めることです。

6つ目は、防犯ステッカーや防犯シールを活用することです。これは「防犯カメラ作動中」や「警備会社と契約中」といったステッカーを玄関や窓に貼るだけでも抑止効果が期待できます。

7つ目は、御近所との関係を大切にすることとあります。これは近隣住民とコミュニケーションを図り、不審者情報を共有することとあります。

8つ目は、警察などの防犯情報をチェックすることとあります。これは警察などの防犯情報を定期的に確認し、最新の犯罪手口を把握することと、必要に応じて防犯講習会や相談窓口を利用することとあります。

これらの対策を日常生活に取り入れ、犯罪被害に遭わないように心がけていただくことが重要であると認識しております。

今後も議会や町民の皆様の御意見を伺いながら、防犯対策の充実に向けて検討を進めてまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 5番、京兼愛子君。

○京兼愛子議員 御答弁ありがとうございました。

全国の自治体の中で、65歳以上の人がいる世帯の6割以上が独り暮らしとなっております。悪質な強盗事件が多発する中、高齢者だけの暮らしに不安を感じている人が多いと思います。他の自治体も防犯設備購入費用等の補助事業を実施しているところもあります。私は近隣市町村の動向を注視しつつ検討したいという曖昧な御答弁を望んではいません。

まず、まんのう町から独り暮らしの高齢者を守るため、防犯設備等の費用などを補助金事業を進めていくことを実現することを明言していただきたいと思います。しても一、二万円ぐらいやと思いますけど、そんな多額な金額ではないと思います。そのことを切に願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

私ごとですけど、私もちょっと不審者がおりまして、暮れからずっと毎日のように、今は防犯契約しまして、見守っていただいております。以上です。失礼します。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、5番、京兼愛子君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、3月5日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時03分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 4 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員